

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税課税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年10月15日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	個人住民税は、地方税法に基づき、その年の1月1日（賦課期日）現在に当市内に住所を有する者又は当市内に家屋敷等を有する者で当市内に住所を有しない者に対して課税を行うものである。また、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。なお、具体的な特定個人情報の流れについて、別添1に記す。 - 課税資料（個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書）を収集する。 - 課税資料の画像及び数値等を電子化する。 - 課税資料を賦課期日現在の宛名情報に結び付ける。 - 賦課期日現在当市内に住民登録がない者について、当市に課税権がないと判断した場合には、住民登録のある市区町村に課税資料を回送する。 - 同一納税義務者についての課税資料が複数提出されている場合は、所得、各種控除等の精査を行い、集計内容を確認・修正する（合算処理）。 - 賦課決定を行い、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を出力する。 - 給与所得に係る特別徴収税額決定通知書は特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者、普通徴収納税通知書は納税義務者、公的年金所得に係る特別徴収税額決定通知書は年金支払者及び納税義務者に対して、それぞれ送付する。 - 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、給与所得に係る特別徴収税額変更通知書等の帳票を課税関係を有する者に対して送付する。 - 本市が住登外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項に基づく通知を住民登録がある市区町村に送付するとともに、他市区町村が住登外課税を行う場合は、同通知を受理する。 - 扶養は正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する扶養親族については、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。また、扶養は正処理結果を国税庁に通知する。 - 給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者が退職した場合には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、給与所得に係る特別徴収義務者に対し特別徴収税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収納税通知書を送付する。 - 公的年金所得に係る特別徴収の停止事由が発生した場合には、年金支払者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収納税通知書及び公的年金所得に係る特別徴収税額変更通知書を送付する。 - 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 - 減免事由に該当する場合は、納税義務者から減免申請書を受理し、減免を行う。 - 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得（課税）証明書及び営業証明書の交付を行う。 - 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム（税務システム（MICJET MISALIO））
②システムの機能	- 課税管理機能 課税、減免等の課税管理業務を行う。 - 帳票発行機能 普通徴収納税通知書、公的年金所得に係る特別徴収税額決定（変更）通知書、給与所得に係る特別徴収税額決定（変更）通知書並びに所得（課税）証明書を発行する。 - 事業所等管理機能 給与の支払を行った事業所及び年金を支給した年金支払者の管理を行う。 - 統計機能 調定表や統計資料を作成する。 - 関連システム連携機能 番号連携システムに必要な地方税法による個人住民税課税関係情報を連携する。 - 証明書等発行機能 所得証明書等の発行に伴う業務を行う。 - 宛名管理機能 宛名の管理を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (番号連携システム、課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)、S3)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)
②システムの機能	1. イメージデータ管理機能 各種課税資料のイメージデータを管理する。 2. 確定申告データ補完機能 個人住民税システムに取り込むために、国税連携システムからダウンロードした確定申告データの不足項目を補完入力する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
②システムの機能	1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、照会結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人情報一覧を画面表示する。 3. 本人確認情報一括照会機能 当市外に住民登録がある納税義務者及び扶養親族の4情報又は個人番号をもとに本人確認情報の一括照会を行い、照会結果ファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 ①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 ②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 ③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 ④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 2. 情報提供機能 ①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 ②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 ③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 3. 情報照会機能 ①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の画面表示又は一括ファイルを作成する。 4. 符号取得要求機能 符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバシステム ）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバーのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 1. 確定申告データ(国税電子申告・納税システム(e-Tax)データ、国税総合管理システム(KSKシステム)データ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 法定調書等に関するデータの送受信機能 5. 団体間回送機能 6. 扶養正情報送信機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	地方税電子申告・年金特徴システム(eLTAX)
②システムの機能	給与支払者又は公的年金支払者に係るデータを地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて取得する。 1. 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2. 特別徴収税額通知データの送信機能 3. 公的年金からの特別徴収に関するデータの送受信機能 4. 申告・申請・届出データの審査・照会機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム7	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）

システム8	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	[地方公共団体向け機能]住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを結びつけ、その情報を保有・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (番号連携システム)
システム10	
①システムの名称	申告支援システム(F@INTAX)
②システムの機能	1. 課税資料のデータ登録・検索・帳票印刷機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税確定申告書等の課税資料のデータ登録、検索及び帳票印刷を行う。 2. 課税資料のデータ補正機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税確定申告書等の課税資料のデータの整合性チェック・法適合性チェック・個人住民税システム(税務システム)連携のための必要項目の補完データ登録を行う。 3. 個人住民税システム(税務システム)連携機能 個人住民税システム(税務システム)連携用ファイル出力する。 4. 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継機能 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継用ファイル出力し、国税システムに送信する。 5. 保険料額表示機能 納付済みの国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額の確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	税務システム連携中継サーバシステム
②システムの機能	1. データ連携・中継機能 本庁舎内のサーバールームに設置されたサーバ上に仮想領域を展開しその上に構築するサーバシステム。 各種基幹業務システムの円滑な稼働に資することを目的として、税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする宛名・税・国保等の情報を相互に提供する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 現存システム ）
システム12	
①システムの名称	S3
②システムの機能	ファイル連携の格納先として、オブジェクトストレージを利用する。 オブジェクトストレージとしてAWSの「Amazon Simple Storage Service(S3)」を利用する。 税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする情報を相互に共有する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 共通基盤システム ）
システム13	
①システムの名称	庁内データ連携基盤
②システムの機能	宛名システム及び税務システムとS3との間で各システムが必要とする情報を相互に共有する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ S3 ）
システム14	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム16～20	

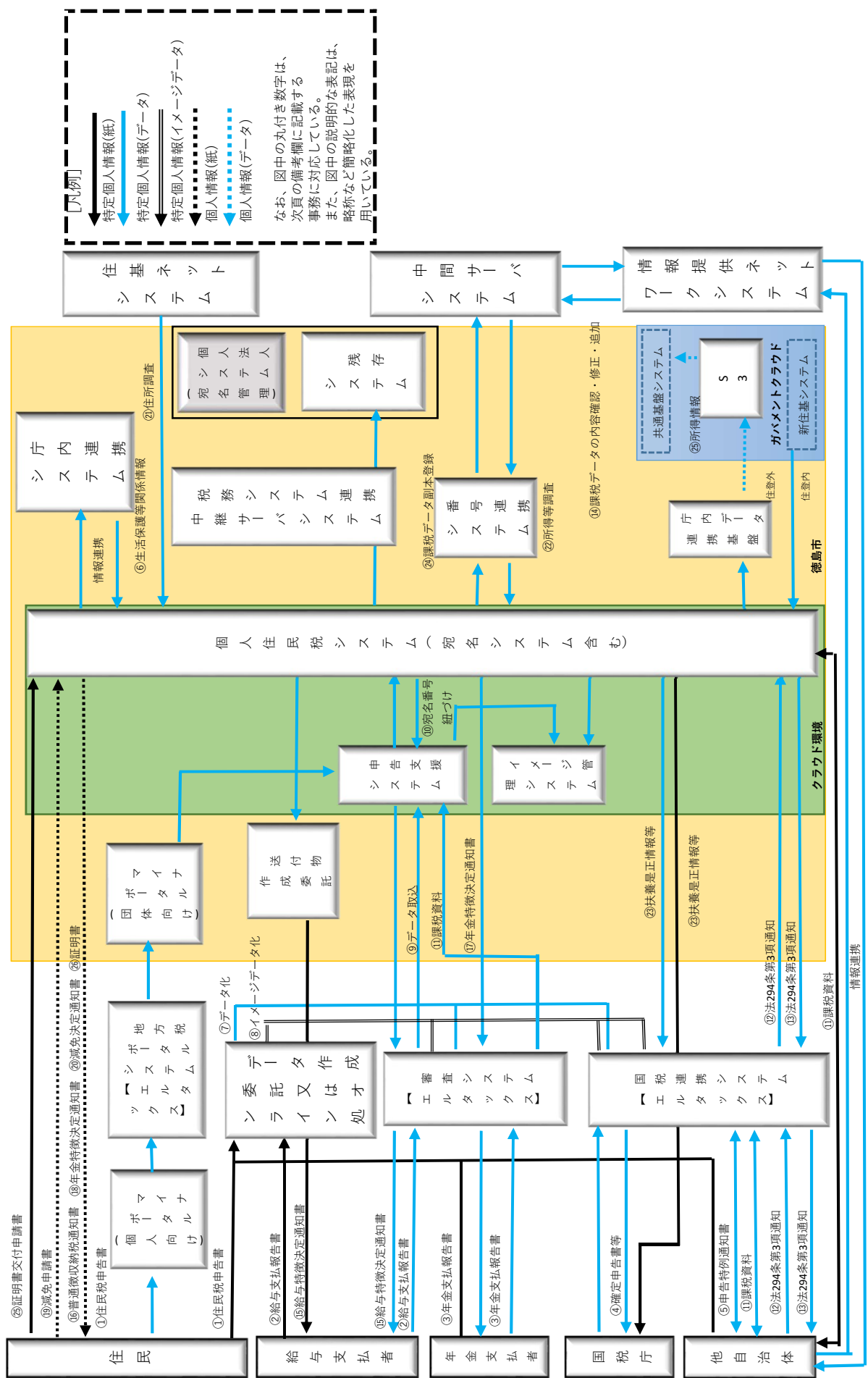
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税課税事務を行ううえで、課税要件である納税義務者及び納税義務者の賦課期日現在の居住地、納税義務者の所得・控除から算出される課税標準等を把握する必要がある。また、課税の適正化のために、控除の税法適合性を判定するための納税義務者の世帯構成や扶養者・専従者を把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・効率的かつ公平・公正な賦課事務が可能になる。 ・給与支払報告書・支払調書等の課税資料の名寄せ・突合作業が容易になることで正確な所得の把握が可能になる。 ・個人の特定が容易になることにより、給与支払報告書等の課税漏れを防ぎ、同姓同名者の課税誤りや課税逃れを防ぐ。 ・住民登録外課税をした場合の、住民登録のある市町村への地方税法第294条第3項通知の送付先の把握が容易かつ確実になる。それにより、他市町村との二重課税の防止が図られる。 ・迅速かつ確実に被扶養者の特定ができることで二重扶養の把握が容易になる。また、扶養関係情報や障害者関係情報、所得情報の照会事務が容易になることにより、扶養控除・障害者控除の是正業務が効率化し、事務負担の軽減と課税の適正化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 番号法第19条第9号 別紙のとおり
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部税務事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

・添付書類参照

(備考)

(別添1) 事務の内容



(備考)

1 課税資料の収集

- ① 個人住民税申告書を収集する。
- ② 給与支払報告書を収集する。
- ③ 公的年金等支払報告書を収集する。
- ④ 所得税確定申告書等を収集する。
- ⑤ 申告特例通知を収集する。
- ⑥ 生活保護等関係情報等他課保有情報を収集する。

2 課税資料のデータ化

- ⑦ 課税資料(紙)をデータ化する。
- ⑧ 課税資料(紙)のイメージデータを採取するとともに、データで提供される課税資料の疑似イメージを作成する。
- ⑨ 申告支援システムに各課税資料データを取込み、各課税資料の単票チェックを行う。

3 課税データと課税対象者の突合

- ⑩ 申告支援システムに取り込まれた課税資料データを宛名番号に紐付けするとともに、他自治体課税対象資料を抽出する。
- ⑪ 他自治体課税対象資料を他自治体へ送付する。また、本市課税対象資料を他自治体から受理する。
- ⑫ 他自治体が住登外課税を行った場合の地方税法第294条第3項通知を受理する。
- ⑬ 本市が住登外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項の通知を住民登録がある他自治体に送付する。

4 課税データの合算処理・内容確認・修正・追加

- ⑭ 同一人について、複数の課税データがある場合は、課税データの合算処理を行い、課税データの内容確認・修正・追加を行う。

5 賦課決定

- ⑮ 給与所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書等を給与支払者に送付する。
- ⑯ 普通徴収納税通知書を住民(納税義務者)に送付する。
- ⑰ 公的年金所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書を年金支払者に送付する。
- ⑱ 公的年金所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書を住民(納税義務者)に送付する。

6 減免

- ⑲ 納税義務者から、減免申請書を受理する。
- ⑳ 納税義務者に対し、減免決定(認容・却下・棄却)通知書を送付する。

7 調査

- ㉑ 住民(納税義務者)・扶養親族等の住所調査を行う。
- ㉒ 扶養親族等の所得等調査を行う。
- ㉓ 国税庁に対し、扶養是正情報等の連絡せんを提供する。

8 課税データ(特定個人情報)の中間サーバへの副本登録

- ㉔ 課税データ(特定個人情報)を中間サーバに副本登録する。

9 証明書発行

- ㉕ 所得・課税証明書などの証明書交付申請書の提出を受理する。
- ㉖ 証明書を発行する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日に当市内に住民登録を有する者、住民登録外課税者、扶養者・専従者のうち当市内に住民登録のない者及び当市内に家屋敷等を有する者で当市内に住所を有しない者。賦課決定の可能な期間内のこれらの者が対象となる。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	識別情報: 対象者を正確に把握するため。 連絡先等情報: 対象者の賦課期日現在の居住地や世帯情報を把握するため。通知書等の送付先情報として使用するため。 業務関係情報 ①国税関係情報: 確定申告書等に係る情報に基づき、個人住民税額の算出を行うため。 ②地方税関係情報: 個人住民税の賦課決定に直接関わる所得・税額等の情報を保有するため。 ③医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため。 ④障害者福祉関係情報: 障害者関係情報に基づき、障害者控除の税法適合性を判定するため。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うため。 ⑥年金関係情報: 年金に係る特別徴収を行うため、介護保険料を徴収する年金保険者の情報を保有するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部税務事務所市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (保険年金課、障害福祉課、生活福祉第一課・第二課、高齢介護課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県、各市区町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国税連携システム、マイナポータル申請管理、地方税電子申告・年金特徴システム、住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度		随時(ただし、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の提出期限は1月末、市・県民税申告書、確定申告書の提出期限は3月中旬。)
④入手に係る妥当性		地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法317条の2～317条の3の3、地方税法第317条の6、番号法別表の24の項に基づき、所得申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等の各種課税資料を入手している。
⑤本人への明示		地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法317条の2～317条の3の3、地方税法第317条の6、番号法別表の24の項により明示している。
⑥使用目的 ※		個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。 税務証明書交付について適正な事務を効率的に行うため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部税務事務所市民税課、納税課(収納・滞納整理業務)、資産税課(税務証明書交付業務)、住民課(税務証明書交付業務)、住民課14支所(税務証明書交付業務)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 個人住民税申告書送付・受付に関する事務 ・庁内連携システムを通じて得た生活保護情報を踏まえ、個人住民税申告書送付対象者を抽出し、送付する。 ・個人住民税申告書の受付の際、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額の確認のために利用する。 2. 賦課決定に関する事務 ・賦課期日における住民税課税基本台帳を作成する。 ・各課税資料に関するデータを登録し、個人住民税額を算定する。 ・課税資料がない未申告者について、庁内連携システムを通じて得た生活保護情報を取り込む。 ・税額決定通知書を発送し、賦課決定を成立させる。 3. 給与に係る特別徴収に関する事務 ・特別徴収義務者について、その事業所情報や特別徴収税額を管理する。 ・特別徴収義務者に特別徴収関係書類及び特別徴収税額決定(変更)通知書を通知する。 ・給与所得者異動届書等による徴収区分の変更処理を行う。 4. 年金に係る特別徴収に関する事務 ・年金保険者からの特別徴収対象者情報をもとに、特別徴収を行う対象者を決定する。 ・年金特別徴収の実施について、特別徴収税額決定(変更)通知書により納税義務者に通知する。 ・特別徴収の決定・停止について、年金保険者に特別徴収税額通知・特別徴収停止通知を行う。 5. 減免申請に対する審査事務 ・庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを通じて得た生活保護情報により、減免申請に対する判定を行う。 6. 扶養是正事務 ・扶養控除・障害者控除について、庁内連携システムにより障害者関係情報、情報提供ネットワークシステムにより扶養関係情報・所得情報・障害者関係情報を得て、所得要件超過や二重扶養等の場合の控除適用については是正を行う。 7. 所得未申告者調査 ・住民税課税基本台帳と課税実績を照合し、未申告者を抽出し呼出通知書を発送する。 8. 給与支払報告書未提出事業所の調査 ・給与収入が申告された所得申告書と給与支払報告書の提出実績を照合し、未提出事業所に対し、報告の指導や実態調査を行う。 9. 税務証明等交付事務 ・申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。
	情報の突合 ※	・生活保護情報と住民税課税基本台帳を照合する。[上記1、2、5] ・障害者控除を適用する課税データと障害者関係情報を照合する。[上記6] ・扶養控除を適用する課税データと扶養関係情報・所得情報を照合する。[上記6]
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの統計分析は行うが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・個人住民税額を決定する。 ・個人住民税の減免申請に対する判定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (クラウドに設置したサーバーを介した、専用ネットワークによる閉域接続)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約上、再委託は原則として禁止しており書面により本市の承諾を得ることとなっている。再委託承諾書は再委託先、再委託理由及び業務監督の責任が明記されている。	
	⑨再委託事項	メインシステムである個人住民税システム(MICJET MISALIO)の維持運用、連携するサブシステムである課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)の維持運用	
委託事項3		番号連携システムの運用支援に関わる業務	
①委託内容		番号連携システムの運用支援業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	番号連携システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(消除者を含む。)並びに納税義務者、扶養親族及び専従者を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (番号連携システムの運用支援業務に必要な範囲内で、システム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		中継サーバ運用保守等業務	
①委託内容		中継サーバ運用保守等業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	中継サーバ運用保守等業務は、特定個人情報ファイル全体を対象としているため、委託先に提供する必要があります。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (中継サーバシステムの運用支援業務に必要な範囲内で、システム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		個人住民税確定申告書等処理業務
①委託内容		個人住民税確定申告書等処理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	当委託業務は、本市庁舎の取扱区域内で行う特定個人情報ファイル全体を対象とした業務であるため、上記範囲の特定個人情報ファイルを委託先にて取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (当委託業務に必要な範囲内で、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機からシステム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		

委託事項6		個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務
①委託内容		個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	当委託業務は、本市庁舎の取扱区域内で行う特定個人情報ファイル全体を対象とした業務であるため、上記範囲の特定個人情報ファイルを委託先にて取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (当委託業務に必要な範囲内で、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機からシステム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
⑥委託先名		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (65) 件 ☐ 移転を行っている (11) 件 ☐ 行っていない
提供先1	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税の納税義務の通知
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与所得に係る特別徴収義務者及び公的年金等所得に係る特別徴収義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (地方税電子申告・年金特徴システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初及び変更の都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	【徳島市における措置】 データは入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。 紙媒体は施錠されるキャビネット、書庫、倉庫に保管する。 【個人住民税システム等における措置】 ① 個人住民税システム(MICJET MISALIO)、課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)は外部のデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【マイナポータル申請管理における措置】 ① DLされたファイルについては、個人住民税システム等における措置と同様の管理を行う。 ② 紙印刷処理分については、徳島市における措置と同様の管理を行う。

②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 [20年以上]
	その妥当性	文書取扱規程に基づいて定めた個人住民税に係る課税資料等保存年限取扱要領によって、市民税・県民税申告書は法定納期限の翌日から起算して7年などと、文書・データの類型ごとに、保管期間を定めており、永年保存とされているものもあるため、最も長い20年以上としている。
③消去方法		【徳島市における措置】 個人住民税情報ファイルに記録されたデータは、システムにて消去する。紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは外部業者にて職員立ち合いの下粉碎を行い、その後溶解処理をし、報告する。 【個人住民税システム等における措置】 ① 特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、個人住民税システム等の保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更新等の際は、個人住民税システム等の保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 【マイナポータル申請管理における措置】 ① DLされたファイルについては、個人住民税システム等における措置と同様の処理を行う。 ② 紙印刷処理分については、徳島市における措置と同様の処理を行う。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

・添付書類参照

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

1 個人住民税システム(税務システム)

No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	識別情報	1月1日項目	個人番号	
2	地方税関係情報	1月1日項目	年度	
3	識別情報	1月1日項目	宛名コード	
4	識別情報	1月1日項目	宛名区分	
5	識別情報	1月1日項目	賦課期日区分	
6	4情報	住民記録項目	性別	
7	4情報	住民記録項目	生年月日	
8	その他住民票関係情報	1月1日項目	世帯コード	
9	その他住民票関係情報	1月1日項目	続柄コード	
10	地方税関係情報	賦課資料項目	生活保護該当区分	
11	地方税関係情報	賦課資料項目	本人専従区分	
12	地方税関係情報	賦課資料項目	事業所家屋敷区分	
13	地方税関係情報	1月1日項目	被扶養区分	
14	地方税関係情報	賦課資料項目	障害者区分	
15	地方税関係情報	賦課資料項目	寡婦区分	
16	地方税関係情報	賦課資料項目	寡夫区分	
17	地方税関係情報	1月1日項目	個人コメント1	
18	地方税関係情報	1月1日項目	個人コメント2	
19	地方税関係情報	1月1日項目	個人コメント3	
20	地方税関係情報	1月1日項目	個人コメント4	
21	地方税関係情報	1月1日項目	賦課氏名カナ	
22	地方税関係情報	1月1日項目	賦課氏名漢字	
23	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所区分	
24	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所コード	
25	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所番地	
26	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所枝番	
27	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所小枝番	
28	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所	
29	地方税関係情報	1月1日項目	賦課住所方書	
30	地方税関係情報	賦課決定情報	新規フラグ	
31	地方税関係情報	扶養関係項目	配偶者宛名コード	
32	地方税関係情報	賦課資料項目	徴収希望	
33	地方税関係情報	賦課決定情報	納通発送区分	
34	地方税関係情報	賦課決定情報	納通発送日	
35	地方税関係情報	賦課決定情報	市申発区分	
36	地方税関係情報	賦課決定情報	未申告区分	
37	地方税関係情報	賦課決定情報	294案通知日	
38	地方税関係情報	賦課決定情報	通報年月日	
39	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養照会区分	
40	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養照会年月日	
41	地方税関係情報	賦課決定情報	申告書発送済区分	
42	地方税関係情報	賦課決定情報	国保加入区分	
43	地方税関係情報	扶養関係項目	世帯外被扶養区分	
44	地方税関係情報	扶養関係項目	主宛名コード	
45	地方税関係情報	扶養関係項目	主世帯コード	
46	地方税関係情報	扶養関係項目	被扶養専従者区分	
47	地方税関係情報	扶養関係項目	被扶養区分	
48	地方税関係情報	賦課決定情報	消除区分	
49	地方税関係情報	扶養関係項目	被扶養専従異動事由	
50	地方税関係情報	賦課決定情報	異動年月日	
51	地方税関係情報	賦課決定情報	更新年月日	
52	地方税関係情報	賦課決定情報	更新時分	
53	地方税関係情報	履歴管理項目	更新職員番号	
54	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	特別徴収義務者コード	
55	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金保険者用整理番号1	
56	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金保険者用整理番号2	
57	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	特徴税額通知一作成日	
58	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	特徴税額通知一対象者情報	
59	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特微予定額10月	
60	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特微予定額12月	
61	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特微予定額2月	
62	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特微予定額4月	
63	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特微予定額6月	
64	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特微予定額8月	
65	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	税額通知結果一受領日	
66	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	税額通知結果一処理結果	
67	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一10月受領日	
68	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一10月各種区分	
69	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一12月受領日	
70	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一12月各種区分	
71	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一2月受領日	
72	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一2月各種区分	
73	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一4月受領日	
74	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一4月各種区分	
75	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一6月受領日	
76	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一6月各種区分	
77	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一8月受領日	
78	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	徴収結果一8月各種区分	
79	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	停止通知一作成日	
80	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	停止通知一各種区分	
81	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	停止結果一受領日	
82	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	停止結果一処理結果	
83	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	特定誤りフラグ	
84	地方税関係情報	賦課決定情報	賦課連番	
85	地方税関係情報	賦課決定情報	徴収区分	
86	地方税関係情報	賦課決定情報	賦課レコード状態	
87	地方税関係情報	賦課決定情報	処理コード	
88	地方税関係情報	賦課決定情報	更正事由	
89	地方税関係情報	賦課決定情報	異動年月日	
90	地方税関係情報	賦課決定情報	済期	
91	地方税関係情報	賦課決定情報	開始期	
92	地方税関係情報	賦課決定情報	済月	
93	地方税関係情報	賦課決定情報	開始月	
94	地方税関係情報	賦課資料項目	優先資料区分	
95	地方税関係情報	賦課資料項目	優先資料番号	
96	地方税関係情報	賦課資料項目	給与合算区分	
97	地方税関係情報	賦課資料項目	受給者番号	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
98	地方税関係情報	賦課決定情報	非課税区分	
99	地方税関係情報	賦課資料項目	控対配	
100	地方税関係情報	賦課資料項目	配特区分	
101	地方税関係情報	賦課資料項目	扶養同老人数	
102	地方税関係情報	賦課資料項目	扶養老人数	
103	地方税関係情報	賦課資料項目	扶養他人数	
104	地方税関係情報	賦課資料項目	扶養特定人数	
105	地方税関係情報	賦課資料項目	障害同特人数	
106	地方税関係情報	賦課資料項目	障害特人数	
107	地方税関係情報	賦課資料項目	障害他人数	
108	地方税関係情報	賦課資料項目	扶障配合区分	
109	地方税関係情報	賦課資料項目	本人特障	
110	地方税関係情報	賦課資料項目	本人他障	
111	地方税関係情報	賦課資料項目	夫あり	
112	地方税関係情報	賦課資料項目	未成年	
113	地方税関係情報	賦課資料項目	老年者	
114	地方税関係情報	賦課資料項目	寡婦一般	
115	地方税関係情報	賦課資料項目	寡婦特別	
116	地方税関係情報	賦課資料項目	寡夫	
117	地方税関係情報	賦課資料項目	勤労学生	
118	地方税関係情報	賦課資料項目	本人専従	
119	地方税関係情報	賦課資料項目	事業所家屋数	
120	地方税関係情報	賦課資料項目	均等割区分	
121	地方税関係情報	賦課資料項目	本人希望徴収区分	
122	地方税関係情報	賦課資料項目	青色申告区分	
123	地方税関係情報	賦課資料項目	専従配偶者	
124	地方税関係情報	賦課資料項目	専従他人数	
125	地方税関係情報	賦課資料項目	生活保護取扱区分	
126	地方税関係情報	賦課決定情報	次年度市申送	
127	地方税関係情報	賦課決定情報	特徴給報資料番号	
128	地方税関係情報	賦課決定情報	減免率1期	
129	地方税関係情報	賦課決定情報	減免率2期	
130	地方税関係情報	賦課決定情報	減免率3期	
131	地方税関係情報	賦課決定情報	減免率4期	
132	地方税関係情報	賦課決定情報	減免率随1	
133	地方税関係情報	賦課決定情報	減免率随2	
134	地方税関係情報	賦課決定情報	減免開始日	
135	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限1期	
136	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限2期	
137	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限3期	
138	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限4期	
139	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限随1	
140	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限随2	
141	地方税関係情報	賦課決定情報	確定延滞金計算区分	
142	地方税関係情報	賦課決定情報	決定日	
143	地方税関係情報	賦課決定情報	オンライン決定フラグ	
144	地方税関係情報	賦課決定情報	通知書番号	
145	地方税関係情報	収入・所得項目	所得控除件数(賦課)	
146	地方税関係情報	収入・所得項目	所得控除区分(賦課)	
147	地方税関係情報	収入・所得項目	所得控除額(賦課)	
148	地方税関係情報	期割情報	月割額	
149	地方税関係情報	期割情報	月別特徴指定番号	
150	地方税関係情報	期割情報	月別特徴個人番号	
151	地方税関係情報	期割情報	期割額	
152	地方税関係情報	賦課決定情報	警告コード(賦課)	
153	地方税関係情報	賦課決定情報	エラーコード(賦課)	
154	地方税関係情報	賦課決定情報	還付加算金起算日設定	
155	地方税関係情報	賦課決定情報	住宅特定取得以外	
156	地方税関係情報	賦課決定情報	居住年月日	
157	地方税関係情報	賦課決定情報	計算値老年者区分	
158	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限随3	
159	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限随4	
160	地方税関係情報	賦課決定情報	減免割合	
161	地方税関係情報	賦課決定情報	減免理由	
162	地方税関係情報	賦課決定情報	税移減税区分	
163	地方税関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特徴計算	
164	地方税関係情報	年金特別徴収対象者項目	年金特徴停止月	
165	地方税関係情報	年金特別徴収対象者項目	本徴収停止依頼日	
166	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養年少人数	
167	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養成年人数	
168	地方税関係情報	賦課資料項目	資料区分	
169	地方税関係情報	賦課資料項目	資料番号	
170	地方税関係情報	賦課資料項目	乙欄区分	
171	地方税関係情報	賦課資料項目	中途就退区分	
172	地方税関係情報	賦課資料項目	中途就退年月日	
173	地方税関係情報	賦課資料項目	課税対象外区分	
174	地方税関係情報	賦課資料項目	電話番号	
175	地方税関係情報	収入・所得項目	所得控除件数(資料)	
176	地方税関係情報	収入・所得項目	所得控除区分(資料)	
177	地方税関係情報	収入・所得項目	所得控除額(資料)	
178	地方税関係情報	賦課資料項目	専従者生年月日	
179	地方税関係情報	賦課資料項目	専従者給与額	
180	地方税関係情報	賦課資料項目	専従者宛名コード	
181	地方税関係情報	賦課資料項目	専従者個人番号	
182	地方税関係情報	賦課資料項目	配偶者生年月日	
183	地方税関係情報	賦課資料項目	配偶者宛名コード	
184	地方税関係情報	賦課資料項目	配偶者個人番号	
185	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養者生年月日	
186	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養者宛名コード	
187	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養者個人番号	
188	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養者控除額	
189	地方税関係情報	賦課資料項目	警告コード(資料)	
190	地方税関係情報	賦課資料項目	エラーコード(資料)	
191	地方税関係情報	賦課資料項目	摘要欄存在フラグ	
192	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養年少人数	
193	地方税関係情報	扶養関係項目	年少扶養生年月日	
194	地方税関係情報	扶養関係項目	年少扶養宛名コード	
195	地方税関係情報	扶養関係項目	年少扶養個人番号	
196	地方税関係情報	扶養関係項目	扶養成年人数	
197	地方税関係情報	扶養関係項目	成年扶養生年月日	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
198	地方税関係情報	扶養関係項目	成年扶養宛名コード	
199	地方税関係情報	賦課資料項目	給報摘要欄	
200	地方税関係情報	賦課決定情報	課税年度	
201	地方税関係情報	賦課決定情報	過年度連番	
202	地方税関係情報	賦課決定情報	過年度枝番	
203	地方税関係情報	賦課決定情報	調定年度	
204	地方税関係情報	賦課決定情報	過年度増分税額	
205	地方税関係情報	賦課決定情報	過年度納期限	
206	地方税関係情報	賦課決定情報	過年度通知日	
207	地方税関係情報	賦課決定情報	変更納期限	
208	地方税関係情報	賦課決定情報	賦課連番	
209	地方税関係情報	賦課決定情報	メモ内容	
210	地方税関係情報	賦課決定情報	住居地住所コード	
211	地方税関係情報	賦課決定情報	住居地住所	
212	地方税関係情報	賦課決定情報	メモ本年度のみ	
213	地方税関係情報	賦課決定情報	報告人数	
214	地方税関係情報	賦課決定情報	納入書発送区分	
215	地方税関係情報	賦課決定情報	納通等返送区分	
216	地方税関係情報	賦課決定情報	納通等返送日	
217	地方税関係情報	賦課決定情報	納特区分	
218	地方税関係情報	賦課決定情報	納特開始年月	
219	地方税関係情報	賦課決定情報	納特終了年月	
220	地方税関係情報	賦課決定情報	非課税人数	
221	地方税関係情報	賦課決定情報	普徴区分	
222	地方税関係情報	賦課決定情報	通知書出力区分	
223	地方税関係情報	賦課決定情報	個人番号記番区分	
224	地方税関係情報	賦課決定情報	官公庁区分	
225	地方税関係情報	賦課決定情報	総括表訂正有無	
226	地方税関係情報	賦課決定情報	給報受付日	
227	地方税関係情報	賦課決定情報	事業所異動事由	
228	地方税関係情報	期割情報	特徴最終個人番号	
229	地方税関係情報	期割情報	特徴月割額	
230	地方税関係情報	期割情報	特徴月別人員	
231	地方税関係情報	期割情報	月割充当額	
232	地方税関係情報	賦課決定情報	納税者ID	
233	地方税関係情報	賦課決定情報	メモ内容	
234	地方税関係情報	賦課決定情報	従業員状態	
235	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	停止事由	
236	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	停止月	
237	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	仮徴収4月	
238	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	仮徴収6月	
239	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	仮徴収8月	
240	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	前年徴収10月	
241	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	前年徴収12月	
242	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	前年徴収2月	
243	年金関係情報	年金特別徴収対象者項目	依頼年月日	
244	地方税関係情報	賦課決定情報	当初確定フラグ	
245	地方税関係情報	賦課決定情報	プリントフラグ	
2 課税資料イメージデータ管理システム				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	OCR住民基本情報	基本項目	住民番号	
2	OCR住民基本情報	基本項目	カナ姓	
3	OCR住民基本情報	基本項目	カナ名	
4	OCR住民基本情報	基本項目	生年月日	
5	OCR住民基本情報	基本項目	漢字姓	
6	OCR住民基本情報	基本項目	漢字名	
7	OCR住民基本情報	基本項目	住所	
8	OCR課税住民情報	基本項目	課税年度	
9	OCR課税住民情報	基本項目	住民番号	
10	OCR課税住民情報	基本項目	世帯番号	
11	OCR資料宛名情報	基本項目	資料番号	
13	OCR資料宛名情報	基本項目	住民番号法人番号	
14	OCR資料宛名情報	基本項目	データフラグ	
15	電子給報情報	—	電子給報総務省通達形式のとおり	
16	年金報データ情報	—	年金報データ総務省通達形式のとおり	
17	画像データ情報	—	画像データ	
3 新窓口対応システム(庁内連携システム)				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	個人住民税情報	その他	資料番号	
2	個人住民税情報	控除等	本人項目	
3	個人住民税情報	控除等	本人障害	
4	個人住民税情報	控除等	扶養人数	
5	個人住民税情報	控除等	扶養障害	
6	個人住民税情報	控除等	専従者	
7	個人住民税情報	その他	減免	
8	個人住民税情報	その他	各種区分	
9	個人住民税情報	所得・税額等	総合所得等	
10	個人住民税情報	控除等	総合所得特別控除	
11	個人住民税情報	所得・税額等	分離所得等(特別控除後)	
12	個人住民税情報	控除等	分離譲渡特別控除	
13	個人住民税情報	所得・税額等	株式譲渡所得(分離)	
14	個人住民税情報	控除等	控除名及び控除額	
15	個人住民税情報	控除等	個人年金保険料控除	
16	個人住民税情報	所得・税額等	課税標準額	
17	個人住民税情報	所得・税額等	市算出税額	
18	個人住民税情報	所得・税額等	県算出税額	
19	個人住民税情報	所得・税額等	年税額	
20	個人住民税情報	所得・税額等	特徴既課税額	
21	個人住民税情報	所得・税額等	普徴既課税額	
22	個人住民税情報	所得・税額等	特徴税額	
23	個人住民税情報	その他	月別指定番号	
24	個人住民税情報	所得・税額等	特徴課税標準額	
25	個人住民税情報	所得・税額等	普徴税額	
26	個人住民税情報	その他	普徴納期限	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
27	個人住民税情報	その他	普徴通知書番号	
28	個人住民税情報	その他	済・開始	
29	個人住民税情報	所得・税額等	納入済額	
30	個人住民税情報	その他	損害保険料 入力値	
31	個人住民税情報	所得・税額等	損害保険料 長期支払額	
32	個人住民税情報	所得・税額等	分離 先物取引 所得	
33	個人住民税情報	所得・税額等	分離 先物取引 課税標準額	
34	個人住民税情報	控除等	損害保険料 短期控除額	
35	個人住民税情報	控除等	損害保険料 長期控除額	
36	個人住民税情報	所得・税額等	特徴 市 特別減税額	
37	個人住民税情報	所得・税額等	特徴 県 特別減税額	
38	個人住民税情報	所得・税額等	普徴 市 特別減税額	
39	個人住民税情報	所得・税額等	普徴 県 特別減税額	
40	個人住民税情報	所得・税額等	分離 先物取引 市所得割	
41	個人住民税情報	所得・税額等	分離 先物取引 県所得割	
42	個人住民税情報	所得・税額等	配当所得 他証券等	
43	個人住民税情報	所得・税額等	配当所得 外貨建	
44	個人住民税情報	その他	国税	
45	個人住民税情報	個人基本	生年月日	
46	個人住民税情報	個人基本	カナ氏名	
47	個人住民税情報	その他	職種コード	
48	個人住民税情報	その他	入力票コード	
49	個人住民税情報	その他	無収入者コード	
50	個人住民税情報	所得・税額等	所得額	
51	個人住民税情報	所得・税額等	公的年金控除後額	
52	個人住民税情報	所得・税額等	長期軽減所得	
53	個人住民税情報	所得・税額等	課税標準額・長期軽減所得	
54	個人住民税情報	その他	みなし過大報酬	
55	個人住民税情報	控除等	控除額	
56	個人住民税情報	控除等	給与特定控除額	
57	個人住民税情報	控除等	寄付金控除	
58	個人住民税情報	控除等	長期軽減特別控除	
59	個人住民税情報	所得・税額等	市算出税額	
60	個人住民税情報	所得・税額等	県算出税額	
61	個人住民税情報	控除等	扶養 特定	
62	個人住民税情報	控除等	夫ありフラグ	
63	個人住民税情報	控除等	扶養 年少	
64	個人住民税情報	控除等	配当割控除額	
65	個人住民税情報	控除等	株式割控除額	
66	個人住民税情報	控除等	市配当株式割控除額	
67	個人住民税情報	控除等	県配当株式割控除額	
68	個人住民税情報	控除等	市配当株式割控除不足額	
69	個人住民税情報	控除等	県配当株式割控除不足額	
70	個人住民税情報	控除等	控除不足額合計	
71	個人住民税情報	損失	居住譲渡損失	
72	個人住民税情報	損失	居住用繰越損失	
73	個人住民税情報	控除等	配当所得・控除無し	
74	個人住民税情報	控除等	市外国税額控除	
75	個人住民税情報	控除等	県外国税額控除	
76	個人住民税情報	損失	雑損失	
77	個人住民税情報	損失	先物取引繰越損失	
78	個人住民税情報	所得・税額等	定率控除後市所得割	
79	個人住民税情報	所得・税額等	定率控除後県所得割	
80	個人住民税情報	その他	老年者非課税状態フラグ	
81	個人住民税情報	控除等	市経過措置控除額	
82	個人住民税情報	控除等	県経過措置控除額	
83	個人住民税情報	所得・税額等	所得税課税標準	
84	個人住民税情報	所得・税額等	総所得	
85	個人住民税情報	その他	土地等事業	
86	個人住民税情報	譲渡関係	株式譲渡上場分	
87	個人住民税情報	譲渡関係	短期	
88	個人住民税情報	譲渡関係	短期軽減	
89	個人住民税情報	譲渡関係	長期	
90	個人住民税情報	譲渡関係	長期特定	
91	個人住民税情報	譲渡関係	長期軽減	
92	個人住民税情報	所得・税額等	山林所得	
93	個人住民税情報	譲渡関係	株式譲渡未公開分	
94	個人住民税情報	譲渡関係	先物取引	
95	個人住民税情報	所得・税額等	計算所得税額	
96	個人住民税情報	所得・税額等	総所得	
97	個人住民税情報	譲渡関係	土地等事業	
98	個人住民税情報	譲渡関係	株式譲渡上場分	
99	個人住民税情報	譲渡関係	短期	
100	個人住民税情報	譲渡関係	短期軽減	
101	個人住民税情報	譲渡関係	長期	
102	個人住民税情報	譲渡関係	長期特定	
103	個人住民税情報	譲渡関係	長期軽減	
104	個人住民税情報	所得・税額等	山林所得	
105	個人住民税情報	譲渡関係	株式譲渡未公開分	
106	個人住民税情報	譲渡関係	先物取引	
107	個人住民税情報	所得・税額等	所得税額合計	
108	個人住民税情報	控除等	人的控除額計(国税)	
109	個人住民税情報	控除等	人的控除額計(住民税)	
110	個人住民税情報	控除等	人的控除額(差額)	
111	個人住民税情報	所得・税額等	合計課税標準額	
112	個人住民税情報	控除等	調整控除(市)	
113	個人住民税情報	控除等	調整控除(県)	
114	個人住民税情報	控除等	外国税額控除額(市)	
115	個人住民税情報	控除等	外国税額控除額(県)	
116	個人住民税情報	所得・税額等	特例減額対象者フラグ	
117	個人住民税情報	所得・税額等	特例減額(市)	
118	個人住民税情報	所得・税額等	特例減額(県)	
119	個人住民税情報	控除等	住宅借入金等特別控除額	
120	個人住民税情報	控除等	住宅借入金等特別控除額(市)	
121	個人住民税情報	控除等	住宅借入金等特別控除額(県)	
122	個人住民税情報	控除等	住宅借入金等特別控除額(国税)	
123	個人住民税情報	控除等	寄付金控除(国税)	
124	個人住民税情報	所得・税額等	総所得(国税)	
125	個人住民税情報	控除等	寄付金控除額(市)	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
126	個人住民税情報	控除等	寄付金控除額(県)	
127	個人住民税情報	所得・税額等	配当所得(申告分離)	
128	個人住民税情報	所得・税額等	課税標準額・配当所得(申告分離)	
129	個人住民税情報	所得・税額等	市算出所得割・配当所得(申告分離)	
130	個人住民税情報	所得・税額等	県算出所得割・配当所得(申告分離)	
131	個人住民税情報	控除等	16歳未満扶養人数	
132	個人住民税情報	控除等	扶養16歳未満控除	
133	個人住民税情報	所得・税額等	新生命保険料支払額	
134	個人住民税情報	所得・税額等	新個人年金保険料支払額	
135	個人住民税情報	所得・税額等	介護医療支払額	
136	個人住民税情報	所得・税額等	免税肉用牛所得	
137	個人住民税情報	所得・税額等	免税外肉用牛所得	
4 住民基本台帳ネットワークシステム				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	住民票コード	
2	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	漢字氏名	
3	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	外字数(氏名)	
4	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	ふりがな氏名	
5	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	生年月日	
6	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	性別	
7	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	住所	
8	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	外字数(住所)	
9	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	個人番号	
10	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	異動事由	
11	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	異動年月日	
12	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	保存期間フラグ	
13	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	清音化かな氏名	
14	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	市町村コード	
15	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	大字・字コード	
16	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	操作者ID	
17	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	操作端末ID	
18	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	タイムスタンプ	
19	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	通知を受けた年月日	
20	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	外字フラグ	
21	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	削除フラグ	
22	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	更新順番号	
23	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	氏名外字変更連番	
24	住基ネット情報	機構保存本人確認情報	住所外字変更連番	
25	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	住民票コード	
26	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	漢字氏名	
27	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	外字数(氏名)	
28	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	ふりがな氏名	
29	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	生年月日	
30	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	性別	
31	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	住所	
32	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	外字数(住所)	
33	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	個人番号	
34	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	異動事由	
35	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	異動年月日	
36	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	保存期間フラグ	
37	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	清音化かな氏名	
38	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	市町村コード	
39	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	大字・字コード	
40	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	操作者ID	
41	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	操作端末ID	
42	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	タイムスタンプ	
43	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	通知を受けた年月日	
44	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	外字フラグ	
45	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	削除フラグ	
46	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	更新順番号	
47	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	氏名外字変更連番	
48	住基ネット情報	都道府県知事保存本人確認情報	住所外字変更連番	
5 番号連携システム				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	番号連携情報	番号連携項目	個人番号	
2	番号連携情報	番号連携項目	統合番号	
3	番号連携情報	番号連携項目	4情報	
4	番号連携情報	番号連携項目	(内部)宛名番号	
5	番号連携情報	番号連携項目	自動応答不可フラグ用サイン	
6 国税連携システム				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	国税連携情報	検索	個人番号	
2	国税連携情報	検索	氏名	
3	国税連携情報	検索	生年月日	
4	国税連携情報	検索	性別	
5	国税連携情報	検索	住所	
6	国税連携情報	データ	確定申告書情報	
7 地方税電子申告・年金特徴システム				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	電子申告	検索	個人番号	
2	電子申告	検索	氏名	
3	電子申告	検索	生年月日	
4	電子申告	検索	性別	
5	電子申告	検索	住所	
6	電子申告	給報情報	提出年月日	
7	電子申告	給報情報	4情報	
8	電子申告	給報情報	所得情報等	
9	電子申告	年金特徴情報	4情報	
10	電子申告	年金特徴情報	特別徴収税額等	
11	電子申告	特徴義務者情報	徴収区情報	
12	電子申告	特徴義務者情報	報告書人員数等	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
8 中間サーバーシステム				
No	分類1	分類2	分類3	分類4
1	課税年度			
2	総所得金額等			
3	合計所得金額			
4	合計所得金額情報			
5	合計所得金額情報	総所得金額		
6	合計所得金額情報	総所得金額情報		
7	合計所得金額情報	総所得金額情報	給与所得額	
8	合計所得金額情報	総所得金額情報	給与所得額情報	
9	合計所得金額情報	総所得金額情報	給与所得額情報	給与収入額
10	合計所得金額情報	総所得金額情報	給与所得額情報	給与専従者収入額
11	合計所得金額情報	総所得金額情報	雑所得額(総合)	
12	合計所得金額情報	総所得金額情報	雑所得額(総合)情報	
13	合計所得金額情報	総所得金額情報	雑所得額(総合)情報	公的年金等所得額
14	合計所得金額情報	総所得金額情報	雑所得額(総合)情報	公的年金等収入額
15	合計所得金額情報	総所得金額情報	雑所得額(総合)情報	公的年金等以外雑所得額(総合課税)
16	合計所得金額情報	総所得金額情報	事業所得額	
17	合計所得金額情報	総所得金額情報	事業所得額情報	
18	合計所得金額情報	総所得金額情報	事業所得額情報	営業等所得額
19	合計所得金額情報	総所得金額情報	事業所得額情報	農業所得額
20	合計所得金額情報	総所得金額情報	事業所得額情報	特例肉用牛所得額
21	合計所得金額情報	総所得金額情報	不動産所得額	
22	合計所得金額情報	総所得金額情報	利子所得額(総合)	
23	合計所得金額情報	総所得金額情報	配当所得額(総合)	
24	合計所得金額情報	総所得金額情報	譲渡所得額(総合)	
25	合計所得金額情報	総所得金額情報	譲渡所得額(総合)情報	
26	合計所得金額情報	総所得金額情報	譲渡所得額(総合)情報	長期譲渡所得額(特別控除前)
27	合計所得金額情報	総所得金額情報	譲渡所得額(総合)情報	特別控除額(長期譲渡所得)
28	合計所得金額情報	総所得金額情報	譲渡所得額(総合)情報	短期譲渡所得額(特別控除前)
29	合計所得金額情報	総所得金額情報	譲渡所得額(総合)情報	特別控除額(短期譲渡所得)
30	合計所得金額情報	総所得金額情報	一時所得額(総合)	
31	合計所得金額情報	山林所得額		
32	合計所得金額情報	退職所得額(総合)		
33	合計所得金額情報	譲渡所得額(申告分離)		
34	合計所得金額情報	譲渡所得額(申告分離)情報		
35	合計所得金額情報	譲渡所得額(申告分離)情報	長期譲渡所得額(特別控除前)	
36	合計所得金額情報	譲渡所得額(申告分離)情報	特別控除額(長期譲渡所得)	
37	合計所得金額情報	譲渡所得額(申告分離)情報	短期譲渡所得額(特別控除前)	
38	合計所得金額情報	譲渡所得額(申告分離)情報	特別控除額(短期譲渡所得)	
39	合計所得金額情報	株式等譲渡所得額(申告分離)		
40	合計所得金額情報	株式等譲渡所得額(申告分離)情報		
41	合計所得金額情報		未公開株式等譲渡所得額	
42	合計所得金額情報		上場株式等譲渡所得額	
43	合計所得金額情報	上場株式等配当等所得額(申告分離)		
44	合計所得金額情報	先物取引雑所得額(申告分離)		
45	繰越控除額			
46	繰越控除額情報			
47	繰越控除額情報	純損失繰越控除額		
48	繰越控除額情報	居住用財産譲渡損失繰越控除額		
49	繰越控除額情報	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額		
50	繰越控除額情報	上場株式等譲渡損失繰越控除額		
51	繰越控除額情報	特定株式等譲渡損失繰越控除額		
52	繰越控除額情報	先物取引差金等決済損失繰越控除額		
53	繰越控除額情報	雑損失繰越控除額		
54	雑損控除額			
55	医療費控除額			
56	小規模共済等掛金控除額			
57	社会保険料控除額			
58	生命保険料控除額			
59	地震保険料控除額			
60	配偶者特別控除額			
61	配偶者控除等			
62	扶養控除			
63	扶養控除情報			
64	扶養控除情報	一般		
65	扶養控除情報	特定		
66	扶養控除情報	老人		
67	扶養控除情報	同老		
68	16歳未満扶養者数			
69	障害者控除			
70	障害者控除情報			
71	障害者控除情報	普障		
72	障害者控除情報	特障		
73	障害者控除情報	同特		
74	本人該当区分			
75	本人該当区分	控除対象配偶者		
76	本人該当区分	控除対象障害者		
77	本人該当区分	控除対象寡婦(寡夫)		
78	本人該当区分	控除対象勤労学生		
79	本人該当区分	扶養控除対象		
80	本人該当区分	16歳未満扶養親族		
81	専従者控除額			
82	所得控除合計額			
83	課税所得額(課税標準額)			
84	市町村民税 住宅貸入金等特別控除額			
85	市町村民税 寄付金控除			
86	市町村民税 外国税控除額			
87	市町村民税 配当控除額			
88	市町村民税所得割額			
89	市町村民税均等割額			
90	都道府県民税所得割額			
91	都道府県民税均等割額			
92	居住用損失額			
93	市町村民税所得割額(減免前)			
94	市町村民税均等割額(減免前)			
95	減免税額			
96	所得税確定申告書の提出の有無			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目				
97	住民税申告書の提出の有無			
9 個人・法人管理システム(宛名システム)				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
1	個人法人管理情報	個人	(個人)DB区分	
2	個人法人管理情報	個人	DB区分_最新	
3	個人法人管理情報	個人	異動事由	
4	個人法人管理情報	個人	異動届出日	
5	個人法人管理情報	個人	異動日	
6	個人法人管理情報	個人	課コード	
7	個人法人管理情報	個人	課細分コード	
8	個人法人管理情報	個人	解除事由	
9	個人法人管理情報	個人	解除内容	
10	個人法人管理情報	個人	解除年月日	
11	個人法人管理情報	個人	規定区分	
12	個人法人管理情報	個人	却下内容	
13	個人法人管理情報	個人	却下年月日	
14	個人法人管理情報	個人	共有者数	
15	個人法人管理情報	個人	業務コード	
16	個人法人管理情報	個人	元DB区分	
17	個人法人管理情報	個人	元_個人番号	
18	個人法人管理情報	個人	減事由	
19	個人法人管理情報	個人	減届出年月日	
20	個人法人管理情報	個人	減年月日	
21	個人法人管理情報	個人	個人区分	
22	個人法人管理情報	個人	個人番号	
23	個人法人管理情報	個人	個人番号_最新	
24	個人法人管理情報	個人	国籍_異動年月日	
25	個人法人管理情報	個人	国籍コード	
26	個人法人管理情報	個人	国籍名	
27	個人法人管理情報	個人	再転入フラグ	
28	個人法人管理情報	個人	在留_異動年月日	
29	個人法人管理情報	個人	在留カード等番号	
30	個人法人管理情報	個人	在留期間_月	
31	個人法人管理情報	個人	在留期間_日	
32	個人法人管理情報	個人	在留期間_年	
33	個人法人管理情報	個人	在留期間_満了日	
34	個人法人管理情報	個人	在留資格事由	
35	個人法人管理情報	個人	市区町村コード	
36	個人法人管理情報	個人	市区町村名	
37	個人法人管理情報	個人	市内住所フラグ	
38	個人法人管理情報	個人	枝々番地	
39	個人法人管理情報	個人	枝番地	
40	個人法人管理情報	個人	氏名(カナ)	
41	個人法人管理情報	個人	氏名(漢字)	
42	個人法人管理情報	個人	氏名区分	
43	個人法人管理情報	個人	氏名優先フラグ	
44	個人法人管理情報	個人	字コード	
45	個人法人管理情報	個人	住所	
46	個人法人管理情報	個人	住所区分	
47	個人法人管理情報	個人	住民記録停止DVフラグ	
48	個人法人管理情報	個人	住民記録停止状態区分	
49	個人法人管理情報	個人	住民年月日	
50	個人法人管理情報	個人	処理日	
51	個人法人管理情報	個人	処理日時	
52	個人法人管理情報	個人	所・局コード	
53	個人法人管理情報	個人	消除フラグ	
54	個人法人管理情報	個人	申請区分	
55	個人法人管理情報	個人	申請年月日	
56	個人法人管理情報	個人	世帯番号	
57	個人法人管理情報	個人	性別	
58	個人法人管理情報	個人	生年月日	
59	個人法人管理情報	個人	設定内容	
60	個人法人管理情報	個人	設定内容連番	
61	個人法人管理情報	個人	先DB区分	
62	個人法人管理情報	個人	先_個人番号	
63	個人法人管理情報	個人	送付先名称(漢字)	
64	個人法人管理情報	個人	増事由	
65	個人法人管理情報	個人	増届出年月日	
66	個人法人管理情報	個人	増年月日	
67	個人法人管理情報	個人	続柄コード	
68	個人法人管理情報	個人	代理人有無フラグ	
69	個人法人管理情報	個人	地区コード	
70	個人法人管理情報	個人	町村コード	
71	個人法人管理情報	個人	停止事由	
72	個人法人管理情報	個人	停止内容	
73	個人法人管理情報	個人	停止年月日	
74	個人法人管理情報	個人	転出先住所フラグ	
75	個人法人管理情報	個人	転入前住所フラグ	
76	個人法人管理情報	個人	登録開始日	
77	個人法人管理情報	個人	登録終了日	
78	個人法人管理情報	個人	都道府県コード	
79	個人法人管理情報	個人	都道府県名	
80	個人法人管理情報	個人	廃止年月日	
81	個人法人管理情報	個人	廃止理由	
82	個人法人管理情報	個人	番号制度_個人番号	
83	個人法人管理情報	個人	番地	
84	個人法人管理情報	個人	番地編集コード	
85	個人法人管理情報	個人	備考内容	
86	個人法人管理情報	個人	部コード	
87	個人法人管理情報	個人	方書	
88	個人法人管理情報	個人	郵便番号	
89	個人法人管理情報	個人	利用者区分	
90	個人法人管理情報	個人	利用者番号	
91	個人法人管理情報	個人	履歴NO	
92	個人法人管理情報	個人	履歴フラグ	
93	個人法人管理情報	法人	課コード	
94	個人法人管理情報	法人	課細分コード	
95	個人法人管理情報	法人	共有者数	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
96	個人法人管理情報	法人	業務コード	
97	個人法人管理情報	法人	公表の同意	
98	個人法人管理情報	法人	更新年月日	
99	個人法人管理情報	法人	市区町村コード	
100	個人法人管理情報	法人	市区町村名	
101	個人法人管理情報	法人	市内住所フラグ	
102	個人法人管理情報	法人	枝々番地	
103	個人法人管理情報	法人	枝番地	
104	個人法人管理情報	法人	字コード	
105	個人法人管理情報	法人	住所	
106	個人法人管理情報	法人	住所区分	
107	個人法人管理情報	法人	処理区分	
108	個人法人管理情報	法人	処理日	
109	個人法人管理情報	法人	所・局コード	
110	個人法人管理情報	法人	設立事由	
111	個人法人管理情報	法人	設立日	
112	個人法人管理情報	法人	組織コード	
113	個人法人管理情報	法人	送付先名称(漢字)	
114	個人法人管理情報	法人	地区コード	
115	個人法人管理情報	法人	町村コード	
116	個人法人管理情報	法人	訂正区分	
117	個人法人管理情報	法人	登記・事業所区分	
118	個人法人管理情報	法人	都道府県コード	
119	個人法人管理情報	法人	都道府県名	
120	個人法人管理情報	法人	廃止事由	
121	個人法人管理情報	法人	廃止日	
122	個人法人管理情報	法人	番号制度.法人番号	
123	個人法人管理情報	法人	番地	
124	個人法人管理情報	法人	番地編集コード	
125	個人法人管理情報	法人	部コード	
126	個人法人管理情報	法人	閉鎖等事由	
127	個人法人管理情報	法人	閉鎖等年月日	
128	個人法人管理情報	法人	変更後.番号制度.法人番号	
129	個人法人管理情報	法人	変更年月日	
130	個人法人管理情報	法人	方書	
131	個人法人管理情報	法人	法人種別	
132	個人法人管理情報	法人	法人番号	
133	個人法人管理情報	法人	法人番号指定日	
134	個人法人管理情報	法人	法人名称(カナ)	
135	個人法人管理情報	法人	法人名称(漢字)	
136	個人法人管理情報	法人	法人連番	
137	個人法人管理情報	法人	郵便番号	
138	個人法人管理情報	法人	利用者区分	
139	個人法人管理情報	法人	利用者番号	
140	個人法人管理情報	法人	履歴NO	
141	個人法人管理情報	法人	履歴フラグ	
142	個人法人管理情報	個人・法人共通	履歴フラグ	
143	個人法人管理情報	個人・法人共通	履歴NO	
144	個人法人管理情報	個人・法人共通	法人番号	
145	個人法人管理情報	個人・法人共通	番号制度.個人番号	
146	個人法人管理情報	個人・法人共通	部コード	
147	個人法人管理情報	個人・法人共通	所・局コード	
148	個人法人管理情報	個人・法人共通	課コード	
149	個人法人管理情報	個人・法人共通	課細分コード	
150	個人法人管理情報	個人・法人共通	利用者区分	
151	個人法人管理情報	個人・法人共通	利用者番号	
152	個人法人管理情報	個人・法人共通	個人法人区分	
153	個人法人管理情報	個人・法人共通	個人DB区分	
154	個人法人管理情報	個人・法人共通	個人法人番号	
155	個人法人管理情報	個人・法人共通	使用済フラグ	
156	個人法人管理情報	個人・法人共通	処理日	
10 申告支援システム				
No	情報種別 (主な項目)	項目種別	項目名	備考
	申告支援システム基本情報	基本項目	管理番号	
	申告支援システム基本情報	基本項目	(内部)宛名番号	
	申告支援システム基本情報	基本項目	(内部)世帯番号	
	申告支援システム基本情報	基本項目	個人番号	
	申告支援システム基本情報	基本項目	氏名(カナ)	
	申告支援システム基本情報	基本項目	氏名(漢字)	
	申告支援システム基本情報	基本項目	生年月日	
	申告支援システム基本情報	基本項目	性別	
	申告支援システム基本情報	基本項目	住所	
	申告支援システム基本情報	基本項目	方書	
	申告支援システム基本情報	基本項目	作成年月日	
	申告支援システム基本情報	基本項目	取込年月日	
	申告支援システム基本情報	基本項目	出力年月日	
	申告支援システム基本情報	基本項目	アクセスログ	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	年度(年分)	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	個人住民税申告書情報	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	確定申告書及び付属書類情報	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	給与支払報告書情報	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	公的年金等支払報告書情報	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	個人住民税課税データ情報	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	社会保険料支払額	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	生活扶助フラグ	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	e-Tax利用者識別番号	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	資料番号	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	賦課情報区分フラグ	
	申告支援システム賦課情報	賦課情報	メモ	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申告書等の様式は、必要項目以外の記載を求めないよう設計されている（設計する）。 ・他市町村から情報を入手する際も、必要以上の情報を入手しないように事務マニュアルを作成する。 - また、実際に入手する際は、担当者及び審査者による二重チェックを行う。 ・給与支払者等に対して、賦課期日において納税者の住所がある自治体に給与支払報告書等を送付するよう周知徹底する。 - マイナポータル申請管理における措置 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように申告書等様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・他市町村から情報を入手する際については、事務マニュアルを作成する。 - 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・申告書等を本人または事業所に送付する際、何のための書面か、徳島市でどのように利用するか説明文を同封し、その内容を理解したうえで書面を返送・提出してもらう。 ・市内又は他市町村から入手する際、特定の権限者以外は情報照会できず、また情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある個人住民税システム又は情報提供ネットワークシステムを通して入手する。 - 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	本人が窓口にて申告書等を提出する場合は、個人番号カード及び身分証明書等の提示を受けて本人確認を行う。また給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作成した事業所に正確に記載してもらう。その他の場合は番号法施行令及び施行規則に定められた方法によって本人確認を行う。 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード又は個人番号記載の住民票の写しの提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作成した事業所に正確に記載してもらう。 ・課税資料に記載された個人番号が正しいかどうか、個人住民税システムの宛名管理機能によって確認する。宛名管理機能で確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによって確認する。 ・住民異動届出時に取得した個人番号が変更されていないかチェックする。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の正確性をチェックする。 ・データ作成時には、課税資料原本と照合を行い、データパンチ業務ではベリファイ、オンライン処理では複数人で、入力内容を複層的に確認する。 ・給与支払報告書等の事業所宛番号の付番・採番時に複数人チェックを行う。 ・給与支払報告書等のデータパンチ業務委託のデータ納品時において、複数人で事業所数及び事業所ごとの課税資料数を確認する。 - 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用する。 ・個人住民税システム、課税資料イメージ管理システム及び申告支援システムは、庁内では専用回線を利用し、クラウドサーバーとの接続は閉域ネットワークにて接続する。また、クラウド方式のため、操作端末にデータを保有しない。また、申告相談時に控えとして出力する個人住民税申告書等には個人番号を表示しない。 ・申告書等の提出は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所・担当課を明記した返信用封筒にて返送するよう説明する。 ・電子申告等はセキュリティで守られた回線を利用する。 ・給与支払者等に対して、賦課期日において納税者の住所がある自治体に給与支払報告書等を送付するよう周知徹底する。 マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	職員個人ごとに割り当てている生体認証によるアクセス権限又はIDとパスワードのアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人住民税システム、課税資料イメージデータ管理システム及び申告支援システムからは、それぞれ個人住民税課税ファイル、課税資料イメージデータ管理ファイル、申告等ファイルのみアクセスでき、個人住民税関係業務以外の事務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証を行う。 ・課税資料イメージデータ管理システム及び申告支援システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証を行う。 マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 ・個人ごとに業務のアクセス権限の対応表を作成する。 ・個人ごとに業務の更新権限の必要があるか、照会権限のみで良いかを確認し、担当業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないこととしている。 ・申請に対して、セキュリティ責任者が対応表を確認承認の上依頼し、セキュリティ管理者がアクセス権限を付与する。 ②失効管理 ・権限を有していた職員等の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった場合は、アクセス権限の異動をセキュリティ管理者に依頼し、当該IDを失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセス権を変更する必要がある場合は、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更又は削除する。 ・課税資料イメージ管理システム及び申告支援システムにおいては、共用IDと共用パスワードを発行せず、必ず個人に対してIDとパスワードを発行する。	

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提供を求める。 マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。 ・マイナポータル申請管理から取得した個人情報付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		・システム上で、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製ができない仕組みとする。 ・ファイルの複製はバックアップのみ許可し、作業は複数で行う相互牽制の体制で実施する。 ・外部媒体へのデータの書き出しは、申請を認めた場合のみ許可する。 マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存等ができるようシステムの制御する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・個人住民税関係業務では、総務省で行う課税状況調査などの統計分析は行いが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。 ・申告会場では、隣席との間についてたてを設置するとともに、端末の画面にのぞき見防止フィルターを張り付け、情報のぬすみ見を防止している。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制チェックシートを用いて確認する。チェック項目の概要は以下のとおり。 ・個人情報保護に関する規程、体制の整備状況 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。 ・アクセス者数と付与するアクセス権限を報告すること。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。また、報告内容を検証し、必要があれば対策を実施させる。	

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者は他者への特定個人情報の提供は認められず、その旨、契約書にも明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面で報告させる。必要があれば、当市職員が現地調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際、日付・枚数を記録した受領管理簿に確認印を押印してもらい、当市管理者が確認する。委託業者から受領する場合も同様とする。記録は7年間保存する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。また、特定個人情報を消去した際は、確実に削除できているか個人住民税システム、課税資料イメージデータ管理システム及び申告支援システムを確認する。 ・保管期間を過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判定し消去すること。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは外部業者にて職員立会いの下粉碎を行い、その後溶解処理をし、報告すること。 ・電子記録媒体か紙媒体かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴管理簿を作成し保管すること。 ・特定個人情報と同様に、保管期間を過ぎたバックアップデータは、システムにて自動判定し消去すること。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の照会・更新従事者を制限する。 ・特定個人情報提供を禁止する。 ・情報漏洩を防止するための保管管理責任について定める。 ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却、消去などの必要な措置を講じる。 ・特定個人情報の取扱いについて検証し報告をする。 ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる。 ・再委託を原則禁止とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【個人住民税確定申告書等処理業務委託先における措置】 当委託業務は市職員の監督の元、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機を使用して行われるものとする。市職員と同様にユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証によりユーザ認証を行い、アクセス権限の管理、操作記録の保存等を行う。委託職員は個人番号を取り扱うが、保存・管理は市職員が行い委託職員が行うことは無い。 【個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務委託先における措置】 当委託業務は市職員の監督の元、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機を使用して行われるものとする。市職員と同様にユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証によりユーザ認証を行い、アクセス権限の管理、操作記録の保存等を行う。委託職員は個人番号を取り扱うが、保存・管理は市職員が行い委託職員が行うことは無い。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・S3、庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については所定の期間保存する。不正なアクセスはログ記録を検証することで防止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、アクセス制御で禁止しており、システム管理者等は、システム仕様書及びシステム環境定義等でアクセス制御を検証する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、どの特定個人情報をどの業務システムに提供・移転したか記録され、処理記録を検証することで防止する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備しておりマニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・S3、庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、特定の権限を有する者以外は、情報の照会・更新ができず、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。 ・専用線・電子記憶媒体処理では、特定の権限を有する者以外は、システム基盤上の情報を処理することができず、処理記録を保存する仕組みを有しているため、処理記録を検証することで不適切な方法での提供・移転されることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・S3、庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。 ・専用線・電子記憶媒体処理では、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように処理を制御しているため、仕組みとして担保されている。 ・特定個人情報の提供・移転の対象となるデータについては、個人住民税システムにおいて整合性チェック・法適合性チェックを行う。 ・システム改修にあたっては、課税データの誤りを発生させないようにするため、直接のシステム改修の対象となっていない関連プログラムについても、システム改修の影響が及んでいないかどうか確認するとともに、市民税課と情報システム担当課の間で、十分な意思疎通を図り、様々な想定のもとでオンライン処理及びパッチ処理両面の入念なテストを行う。 ・データ作成時には、課税資料原本と照合を行い、データパンチ業務ではベリファイ、オンライン処理では複数人で、入力内容を複層的に確認する。 ・給与支払報告書等の事業所宛名番号の付番・採番時に複数人チェックを行う。 ・給与支払報告書等のデータパンチ業務委託のデータ納品時において、複数人で事業所数及び事業所ごとの課税資料数を確認する。 ・紙文書で特定個人情報の提供を行う場合は、送付用封筒に「給与事務担当者親展」「宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封しないでください。」などの表示を行う。 ・紙文書で特定個人情報の提供を行う場合は、原則として特定記録郵便など、追跡可能な移送手段等を利用する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表及び第19条第9号(第17号)に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①番号連携システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①番号連携システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲー2. リスク3」の項を参照)に基づき、統合宛名番号を付番してインターフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるように設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われていることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①情報提供ネットワークシステムへの提供は番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。 ②番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、提供の記録は7年分保存する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自前で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①特定の権限者以外は提供できず、提供の記録を逐一保存する仕組みを有する番号連携システムを通して処理することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないように管理し、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムにおける措置】 ①番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供できないように、番号連携システムでアクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。 ②番号連携システムを通して提供する特定個人情報については、ファイル名・内容・処理サイクル等を記載した管理簿を作成し管理する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを住民記録システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。 ④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③サーバー設置場所に監視カメラを設置している。 【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等をデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【マイナポータル申請管理における措置】 ①マイナポータル申請管理から取得した電子データについては、個人住民税システム等における措置と同様の管理を行う。 ②マイナポータル申請管理から取得し、紙資料として印刷したデータについては、徳島市における措置と同様の管理を行う。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	【徳島市における措置】 ①不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。また、ウイルスメール/スパムメール対策のシステムを導入している。 ②不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等では、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ②個人住民税システム等では、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 【マイナポータル申請管理における措置】 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		特定個人情報については、業務間連携システムを介して、随時更新している。 マイナポータル申請管理における措置 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容		・保管年限の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは外部業者にて職員立会いの下粉砕を行い、その後溶解処理をし、報告する。 ・データ及び紙媒体いずれの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 【マイナポータル申請管理における措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	【徳島市における措置】 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、担当部署において自己点検チェックを年1回実施し、運用状況を確認する。 【個人住民税システム等における措置】 運用規則等に基づき、個人住民税システム等の運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	【徳島市における措置】 組織内に設置した監査担当により、以下の観点で自己監査を年1回実施し、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【個人住民税システム等における措置】 運用規則等に基づき、個人住民税システム等について、定期的に監査を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 【ガバメントクラウド及びシステム運用委託先業者のデータセンターにおける措置】 ガバメントクラウド及びシステム運用委託先業者については政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、システム運用委託先業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【徳島市における措置】 ①関係職員（任用された会計年度任用職員等を含む。）に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。 【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等の運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②個人住民税システム等の業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。	

3. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

【会計年度任用職員等の業務に関する措置】

申告相談等個人住民税課税事務の基幹的な業務については正規職員が従事するものとし、会計年度任用職員等の正規職員以外の者が個人住民税課税事務に従事する場合は、正規職員の指導監督の下で行う補助的な業務に限定する。

【ガバメントクラウドにおける措置】

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

【システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置】

システム運用委託先業者は本市のセキュリティポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当（総合窓口） 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係（所管課） 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065	
②請求方法	個人情報保護に関する法律に基づき、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
	特記事項	請求方法、指定様式等については、徳島市ホームページ上で分かりやすく表示する。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 （手数料額、納付方法：ただし、保有個人情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する実費負担が必要）	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル
	公表場所	徳島市本庁舎10階 情報公開総合窓口
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065	
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	徳島市ホームページにおいて意見の募集を掲載し、電子メール又は書面にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和7年7月8日から8月6日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年8月8日及び9月8日
②方法	徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例により設置された、徳島市情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。
③結果	【答申の結論】 個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認められない。 【評価書の修正】 なし
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

[illegible]

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 吉崎 博文	市民税課長 日下 裕司	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 備考欄	⑨障害者関係情報(障害福祉課)、医療保険関係情報(保険年金課)、生活保護情報(保護課)、介護保険関係情報(介護・ながいき課)を個人住民税システムに取り込む。	⑨障害者関係情報(障害福祉課)、医療保険関係情報(保険年金課)、生活保護情報(生活福祉第一課・第二課)、介護保険関係情報(介護・ながいき課)を個人住民税システムに取り込む。	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供を行っている 59件	提供を行っている 60件	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先1 ①法令上の根拠、他	提供先1 厚生労働大臣	提供先1 個人住民税の納税義務者(追加) 提供先1に個人住民税の納税義務者を追加したため、既存の提供先番号を修正した。	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先16 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先18 ①法令上の根拠	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先19 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先21 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先22 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先24 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先26 ①法令上の根拠、他	⑥提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 【○】専用線 【○】紙	【○】情報提供ネットワークシステム 【○】専用線 【○】紙	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先27 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先28 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先37 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先40 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先42 法令上の根拠、他 提供先27 ①法令上の根拠	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先46 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先54 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先55 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先56 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先57 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先58 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 主務省令(未定)	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先59 徳島市教育委員会 学校教育 課 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第19条第9号 ①②③④⑤⑥⑦徳島市条例記載予定	国税庁長官 国税庁長官 都道府県知事 市町村長	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先59 徳島市教育委員会 学校教育 課 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第19条第9号 ①②③④⑤⑥⑦徳島市条例記載予定	国税庁長官 国税庁長官 都道府県知事 市町村長	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先59 徳島市教育委員会 学校教育課 ①法令上の根拠、他	②提供先における用途 ①第3子以降園児保育料の負担軽減補助に関する事務 ②市立幼稚園保育料の減額に関する事務 ③市立幼稚園預り保育料の減額に関する事務 ④重要保護児童生徒世帯を認定し、保護者への学用品費・給食費等の支給に関する事務 ⑤奨学金貸付に関する事務 ⑥特別支援教育児童生徒の就学援助に関する事務 ⑦私立幼稚園児童の就学奨励に関する事務	就学援助費交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び援助費の交付に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先59 徳島市教育委員会 学校教育課 ①法令上の根拠、他	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ①世帯が養育する第3子以降の園児及び保護者等関係対象者 ②経済的理由により就園困難な世帯等関係対象者 ③経済的理由により就園困難な世帯等関係対象者 ④重要保護児童生徒及び保護者等関係対象者 ⑤経済的理由により大学への就学困難な関係対象者 ⑥特別支援学級の就学に係る児童生徒及び保護者等関係対象者 ⑦私立幼稚園に児童を通園させる市民税が国の定める基準以下の世帯等関係対象者	重要保護児童生徒及び保護者等関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先60 徳島市立高等学校 事務局 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第19条第9号 徳島市条例記載予定 ②提供先における用途 就学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報 地方税法関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 就学支援金の支給関係対象者 ⑥提供方法 その他（庁内連携システム） ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	徳島市立高等学校事務局に対しては情報提供を行わないため削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先1 子育て支援課 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第1省令第7条、⑨9の項 児童福祉法、別表第1省令第9条、⑨37の項、児童扶養手当法、別表第1省令第29条、⑨43の項、母子及び父子並びに寡婦福祉法、別表第1省令第34条、⑨44の項、母子及び父子並びに寡婦福祉法、別表第1省令第35条、⑨45の項、母子及び父子並びに寡婦福祉法、別表第1省令第36条、⑨56の項、児童手当法、別表第1省令第44条 番号法第9条第2項 ①②③④⑤徳島市条例に記載予定 ①②③④⑤徳島市条例に記載予定	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「徳島市番号法施行条例」という。）第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第1項別表第1⑦6の項、⑧4の項、⑨5の項、	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先1 子育て支援課 ①法令上の根拠、他	②移転先における用途 ①里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療養の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 ②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ③児童扶養手当の支給に関する事務 ④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 ⑤配偶者のない若で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 ⑥母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ⑦児童手当又は特別給付の支給に関する事務 ①重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務 ②子育て支援事業に関する事務 ③児童扶養手当の支給に関する事務 ④児童手当法に関する事務 ⑤乳幼児等医療費の助成に関する事務	①養育里親の登録に関する事務 ②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ③児童扶養手当の支給に関する事務 ④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 ⑤ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ⑥児童手当又は特別給付の支給に関する事務 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務 ⑧子育て支援事業に関する事務 ⑨乳幼児等医療費の助成に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先1 子育て支援課 ①法令上の根拠、他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療養の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収関係対象者 ②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ③児童扶養手当の支給関係対象者 ④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ⑤ひとり親家庭自立支援給付金の支給関係対象者 ⑥配偶者のない若で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与関係対象者 ⑦児童手当又は特別給付の支給関係対象者 ①重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者 ②子育て支援事業関係対象者 ③児童扶養手当の支給関係対象者 ④児童手当法関係対象者 ⑤乳幼児等医療費の助成関係対象者	①養育里親の登録関係対象者 ②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ③児童扶養手当の支給関係対象者 ④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ⑤ひとり親家庭自立支援給付金の支給関係対象者 ⑥児童手当又は特別給付の支給関係対象者 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者 ⑧子育て支援事業関係対象者 ⑨乳幼児等医療費の助成関係対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先2 障害福祉課 ①法令上の根拠、 他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第1①8の項、児童福祉法、別表第1省令第8条、②46の項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、別表第1省令第37条、③47の項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項、別表第1省令第38条、④84の項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、別表第1省令第60条 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項別表第2⑦⑧⑨⑩⑪⑬の項、⑫20の項	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先2 障害福祉課 ①法令上の根拠、 他	②移転先における用途 ①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ②特別児童扶養手当の支給に関する事務 ③障害児福祉手当又は福祉手当の支給に関する事務 ④自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ①特別児童扶養手当の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ③重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務 ④重度身体障害者は至改造費助成金交付事業の実施に関する事務 ⑤重度身体障害者緊急通報装置貸与事業運営事業の実施に関する事務 ⑥重度障害者福祉タクシー利用助成事業の実施に関する事務 ⑦障害者控除対象者認定事業の実施に関する事務 ⑧障害手帳の交付を受けた者に関する事業の実施に関する事務 ⑨小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施に関する事務 ⑩軽度、中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業の実施に関する事務	①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ②障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ④特別児童扶養手当の支給に関する事務 ⑤障害児福祉手当又は福祉手当の支給に関する事務 ⑥自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ⑦地域生活支援事業（移動支援事業）の実施に関する事務 ⑧地域生活支援事業（日中一時支援事業）の実施に関する事務 ⑨地域生活支援事業（福祉ホーム）の実施に関する事務 ⑩地域生活支援事業（日常生活用具）の実施に関する事務 ⑪地域生活支援事業（自動車改造）の実施に関する事務 ⑫重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先2 障害福祉課 ①法令上の根拠、 他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービス提供関係対象者 ②特別児童扶養手当の支給関係対象者 ③障害児福祉手当又は福祉手当の支給関係対象者 ④自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ①特別児童扶養手当の支給関係対象者 ②自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ③重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者 ④重度身体障害者住宅改修費助成金交付事業の実施関係対象者 ⑤重度身体障害者緊急通報装置貸与事業運営事業の実施関係対象者 ⑥重度障害者福祉タガシ利用助成事業の実施関係対象者 ⑦障害者控除対象者認定事業の実施関係対象者 ⑧療育手帳の交付を受けた者に関する事業の実施関係対象者 ⑨小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施関係対象者 ⑩軽度、中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業の実施関係対象者	①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービス提供関係対象者 ②障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係者 ③障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係者 ④特別児童扶養手当又は福祉手当の支給関係対象者 ⑤自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ⑥自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ⑦地域生活支援事業(移動支援事業)の実施に関する事務 ⑧地域生活支援事業(日中一時支援事業)の実施に関する事務 ⑨地域生活支援事業(福祉ホーム)の実施に関する事務 ⑩地域生活支援事業(日常生活用具)の実施に関する事務 ⑪地域生活支援事業(自動車改造)の実施に関する事務 ⑫重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者	事後	その他の項目の変更 てあり事前の提出、公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先3 保健センター ①法令上の根拠、 他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1⑩の項 予防接種法 別表第1省令第10条、②49の項 母子保健法 別表第1省令第40条 番号法第9条第2項 ①②③④徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項別表第2③17の項	事後	その他の項目の変更 てあり事前の提出、公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先3 保健センター ①法令上の根拠、 他	②移転先における用途 ①予防接種の実施、給付の支給又は費用の徴収に関する事務 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用 の支給又は費用の徴収に関する事務 ①予防接種の実施、給付の支給又は費用の徴収に関する事務 ②母子保健法に関する事務 ③ウイルス検査事業の実施に関する事務 ④がん検診事業の実施に関する事務	①予防接種の実施、給付の支給又は費用の徴収に関する事務 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用 の支給又は費用の徴収に関する事務 ③がん検診に係る自己負担金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	その他の項目の変更 てあり事前の提出、公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先3 保健センター ①法令上の根拠、 他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①予防接種の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康調査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ③がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ④がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑤がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑥がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑦がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑧がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑨がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑩がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑪がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑫がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑬がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑭がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑮がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑯がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑰がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑱がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑲がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑳がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉑がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉒がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉓がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉔がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉕がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉖がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉗がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉘がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉙がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉚がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉛がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉜がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉝がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉞がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㉟がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊱がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊲がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊳がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊴がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊵がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊶がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊷がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊸がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊹がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊺がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊻がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊼がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊽がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊾がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ㊿がん検診の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者	①予防接種の実施、給付の支給又は費用の徴収関係対象者 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康調査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ③がん検診に係る自己負担金の減免申請関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先4 生活福祉第一課・第二課 令上の根拠、他	保健課	生活福祉第一課・第二課	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先4 生活福祉第一課・第二課 令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第1①15の項、生活保護法、別表第1省令第15条、②63の項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、別表第1省令第48条 番号法第9条第2項 ①②徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第1項別表第1④9の項、第2条第3項別表第2③7の項、④1の項、23の項	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先4 生活福祉第一課・第二課 命令上の根拠、他	②移転先における用途 ①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務 ①保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事務	①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務 ③保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 ④生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先4 ①法令上の根拠、他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収関係対象者 ②中国残留邦人等支援給付の支給関係対象者 ①保護の決定及び実施又は徴収金の徴収関係対象者 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係対象者	①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収関係対象者 ②中国残留邦人等支援給付の支給関係対象者 ③保護の決定及び実施又は徴収金の徴収関係対象者 ④生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先5 住宅課 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1省令第18条、②35の項 住宅地区 改良法 別表第1省令第26条 番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項別表第2③21の項	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先5 住宅課 ①法令上の根拠、他	②移転先における用途 ①公営住宅の管理に関する事務 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ①市営住宅事業に関する事務	①公営住宅の管理に関する事務 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ③市営住宅管理に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先5 住宅課 ①法令上の根拠、他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①公営住宅の管理関係対象者 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置関係対象者 ①市営住宅事業関係対象者	①公営住宅の管理関係対象者 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置関係対象者 ③市営住宅管理関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先6 保険年金課 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1③30の項 国民健康保険法 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第1省令」という。)第24条、②59の項 高齢者の医療の確保に関する法律 別表第1省令第46条 番号法第9条第2項 ①②③徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項 ④徳島市番号法施行条例に記載予定	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先6 保険年金課 ①法令上の根拠、 他	②移転先における用途 ①保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③国民健康保険事業に関する事務 ④後期高齢者医療に関する事務 ⑤国民年金法に関する事務	①保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③年金給付、一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ④国民年金法に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先6 保険年金課 ①法令上の根拠、 他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ①国民健康保険事業関係対象者 ②後期高齢者医療関係対象者 ③国民年金法関係対象者	①保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ③年金給付、一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ④国民年金法関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先7 介護・ながいき課 ①法令上の根 拠、他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1④41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条・②68の 項 介護保険法 別表第1省令第50条 番号法第9条第2項 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項別表第2③24の項	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先7 介護・ながいき課 ①法令上の根 拠、他	②移転先における用途 ①老人福祉の福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ②介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ①介護保険事業に関する事務 ②老人福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ③日常生活用具の給付若しくは貸与に関する事務 ④老人福祉増進事業に関する事務 ⑤徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業の実施に関する事務 ⑥徳島市高齢者マツサージ治療費助成事業の実施に関する事務 ⑦徳島市地区防老会助成事業の実施に関する事務 ⑧徳島市長寿者健診訪問事業の実施に関する事務 ⑨徳島市緊急通報施設利用事業の実施に関する事務 ⑩徳島市福祉電話設置事業の実施に関する事務 ⑪徳島市高齢者・障害者バス無料乗車事業の実施に関する事務	①老人福祉の福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ②介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ③徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提 供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先7 介護・ながいき課 ①法令上の根拠、他	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥老人福祉の福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ⑦介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ⑧介護保険事業関係対象者 ⑨老人福祉の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑩日常生活用具の給付若しくは貸与関係対象者 ⑪老人福祉増進事業関係対象者 ⑫徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業の実施関係対象者 ⑬徳島市高齢者マツサージ治療者助成事業の実施関係対象者 ⑭徳島市高齢者福祉会助成事業の実施関係対象者 ⑮徳島市長寿者訪問事業の実施関係対象者 ⑯徳島市緊急通報体制等整備事業の実施関係対象者 ⑰徳島市福祉電話設置事業の実施関係対象者 ⑱徳島市高齢者・障害者バス無料乗車事業の実施関係対象者	①老人福祉の福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ②介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ③徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業の実施関係対象者	事後 その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先8 子ども施設課 ①法令上の根拠、他	保育課	子ども施設課	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先8 子ども施設課 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第1⑨94の項 子ども・子育て支援法 番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	徳島市番号法施行条例第2条第2項	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先8 子ども施設課 ①法令上の根拠、他	②移転先における用途 ●子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先8 子ども施設課 ①法令上の根拠、他	②移転する情報の対象となる本人の範囲 ●子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者 ①子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者	子どものための教育・保育給付の支給の実施関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	百十七	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	百二十	百十八	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 Ⅷ 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 十一 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、高額障害児通所給付費、住民票関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 十六 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 二十六 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 八十七 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 百八 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 百十六 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠	百十八	百十九	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図	個人情報情報の流れの矢印なし	個人情報情報の流れの矢印から個人情報情報の流れの矢印に変更 個人情報情報の流れの矢印を追加し、①総括票、②市民税・県民税申告書、③普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書、⑤減免申請書、⑥減免決定(却下)申請書の特定個人情報情報の流れの矢印から個人情報情報の流れの矢印に変更	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図 ⑨情報取り込み	障害者関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報、介護保険関係情報	障害者関係情報、生活保護等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、国民健康保険給付関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	市民税・県民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書のデータバンチ委託	市民税・県民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・寄附金税額控除に係る申告特例通知書のデータバンチ委託	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託事項①	市民税・県民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書のデータバンチを委託	市民税・県民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・寄附金税額控除に係る申告特例通知書のデータバンチを委託	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者のうち個人番号を有する者、特別徴収を行う給与支払者	特別徴収を行う給与支払者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先41 ①法令上の根拠、他	②提供先における用途 支援給付等の支給に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 支援給付等の支給に関する事務	①提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先56 ①法令上の根拠、他	削除	削除	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先57 ①法令上の根拠、他	提供先57 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	提供先56 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先58 ①法令上の根拠、他	提供先58 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号、12号、政令第155号第26条、政令第155号別表、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。))に関する法律 ②提供先における用途 所得税課税徴収事務及び番号法第19条第12号、政令第155号別表の規定に基づく事務 ③提供する情報の対象となる本人の範囲 所得税課税徴収関係対象者及び番号法第19条第12号、政令第155号別表関係対象者	提供先57 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号若しくは第13号、地方税法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。))に関する法律 ②提供先における用途 所得税等課税徴収事務 ③提供する情報の対象となる本人の範囲 所得税等課税徴収関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期 提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先59 ①法令上の根拠、他	提供先59 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「徳島市番号法施行条例」という。）第3条第2項別表第3 5の項 ②提供先における用途 就学援助費交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び援助費の交付に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 必要保護児童生徒及び保護者等関係対象者	提供先58 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「徳島市番号法施行条例」という。）第3条第2項 別表第3 ①5の項、②6の項、③7の項、④80の項、⑤9の項、⑥10の項 ②提供先における用途 ①学校教育法第19条の援助に関する事務 ②修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業に関する事務 ③私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 ④私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 ⑤徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ①学校教育法第19条の援助関係対象者 ②修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業関係対象者 ③私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業関係対象者 ④私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者 ⑤徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先1 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「徳島市番号法施行条例」という。）第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第1項別表第1⑦6の項、⑧4の項、⑨5の項 ②移転先における用途 ①養育里親の登録に関する事務 ②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ③児童扶養手当の支給に関する事務 ④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 ⑤ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ⑥児童手当又は特別給付金の支給に関する事務 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務 ⑧子育て短期支援事業に関する事務 ⑨乳幼児等医療費の助成に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の範囲 ①養育里親の登録関係対象者 ②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ③児童扶養手当の支給関係対象者 ④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ⑤ひとり親家庭自立支援給付金の支給関係対象者 ⑥児童手当又は特別給付金の支給関係対象者 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者 ⑧子育て短期支援事業関係対象者 ⑨乳幼児等医療費の助成関係対象者	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 別表第2 ⑦19の項、⑧20の項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 ②移転先における用途 ①児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ③母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ⑤児童手当法による児童手当又は特別給付金の支給に関する事務 ⑥子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ⑦乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ⑧重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の範囲 ①助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ②児童扶養手当の支給関係対象者 ③母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ④母子及び父子並びに寡婦に対する給付金の支給関係対象者 ⑤児童手当又は特別給付金の支給関係対象者 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者 ⑦乳幼児等医療費の助成関係対象者 ⑧重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 移転先2 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第3項別表第2⑦⑧⑩⑪18の項、⑫20の項 ②移転先における用途 ①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービス提供に関する事務 ②障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ④特別児童扶養手当の支給に関する事務 ⑤障害児福祉手当又は福祉手当の支給に関する事務 ⑥自立支援給付費の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ⑦地域生活支援事業(移動支援事業)の実施に関する事務 ⑧地域生活支援事業(日中一時支援事業)の実施に関する事務 ⑨地域生活支援事業(福祉ホーム)の実施に関する事務 ⑩地域生活支援事業(日常生活用具)の実施に関する事務 ⑪地域生活支援事業(自動車改造)の実施に関する事務 ⑫重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務 ⑬移転する情報の対象となる本人の範囲 ①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供関係対象者 ②障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係者 ③障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ④特別児童扶養手当の支給関係対象者 ⑤障害児福祉手当又は福祉手当の支給関係対象者 ⑥自立支援給付費の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ⑦地域生活支援事業(移動支援事業)の実施に関する事務 ⑧地域生活支援事業(日中一時支援事業)の実施に関する事務 ⑨地域生活支援事業(福祉ホーム)の実施に関する事務 ⑩地域生活支援事業(日常生活用具)の実施に関する事務 ⑪地域生活支援事業(自動車改造)の実施に関する事務 ⑫重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第3項 別表第2 ①2の項、⑤5の項、⑥9の項、③11の項、④18の項、⑦20の項 ②移転先における用途 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付費の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ⑤身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ⑧移転する情報の対象となる本人の範囲 ①障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収関係対象者 ②特別児童扶養手当の支給関係対象者 ③障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当支給関係対象者 ④自立支援給付費の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ⑤身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑥知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出、公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 移転先3 ①法令上の根拠、他	②移転先における用途 ①予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ③がん検診に係る自己負担金の減免申請に関する事務 ④移転する情報の対象となる本人の範囲 ①予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収関係対象者 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ③がん検診に係る自己負担金の減免申請関係対象者	②移転先における用途 ①予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収関係対象者 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ③健康増進法による健康増進事業の実施関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出、公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先4 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第1項別表第1④9の項、第2条第3項別表第2③7の項、④1の項、23の項 ②移転先における用途 ①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等支援給付金の支給に関する事務 ③保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 ④生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の範囲 ①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収関係対象者 ②中国残留邦人等支援給付金の支給関係対象者 ③保護の決定及び実施又は徴収金の徴収関係対象者 ④生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ③23の項 6の項 ②移転先における用途 ①生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務 ③生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の範囲 ①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収関係対象者 ②中国残留邦人等支援給付等の支給関係対象者 ③生活に困難する外国人に対する生活保護の措置関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先5 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項別表第2③21の項 ②移転先における用途 ①公営住宅の管理に関する事務 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ③市営住宅管理に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の数 ①公営住宅の管理関係対象者 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置関係対象者 ③市営住宅管理関係対象者	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 ②移転先における用途 ①公営住宅による公営住宅の管理に関する事務 ②住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の数 ①公営住宅の管理関係対象者 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先6 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 ④徳島市番号法施行条例に記載予定 ②移転先における用途 ①保護給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③年金給付、一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ④国民年金法に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の範囲 ①保護給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ③年金給付、一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ④国民年金法関係対象者	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 ②移転先における用途 ①国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ③高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ④特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律による特別障害者給付金の支給に関する事務 ③移転する情報の対象となる本人の範囲 ①国民健康保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収関係対象者 ③後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ④特別障害者給付金の支給関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先7 ①法令上の根拠、他	②移転先における用途 ①老人福祉の福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ②介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ③徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①老人福祉の福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ②介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ③徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業の実施関係対象者	②移転先における用途 ①老人福祉による福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ③低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①老人福祉による福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ③低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先8 ①法令上の根拠、他	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 ②移転先における用途 子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 22の項 ②移転先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先9 ①法令上の根拠、他	新設	移転先 人事課 ①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 ②移転先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 児童手当又は特例給付の支給関係対象者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 年1回(7～9月)	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 6. 特定個人情報情報の保管・消去 ②保管期間	期間 6年以上10年未満 その妥当性 個人住民税システムは、賦課決定の時効(法定納期限の翌日から起算して7年間の)期間と最新年度の最大8年、中間サーバースystemはデータベース標準の仕様により最大5年特定個人情報情報を保有する必要がある。	期間 20年以上 その妥当性 文書取扱規程に基づいて定められた個人住民税に係る課税資料等保存年限取扱要領によって、市民税・県民税申告書は法定納期限の翌日から起算して7年などと、文書・データの類型ごとに、保管期間を定めており、永年保存とされているものもあるため、20年以上としている。	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	Ⅲ 特定個人情報情報ファイルの取扱いプロセス 1. 特定個人情報対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号(第14号)に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止 請求 ①請求先	徳島市財政部税務事務所市民税課 第一係、第二係、第三係	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月17日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	徳島市財政部税務事務所市民税課 第一係、第二係、第三係	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番一～百十九	番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載		変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
		算用数字	漢数字	算用数字	漢数字		
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番三十一、五十四、七十四、九十二、百十五情報照会者					事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番一 特定個人情報					事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番八十五の二	新設			[情報照会者] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の 建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 [事務] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務で あって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番百十三 情報照会者		文部科学大臣、都道府県、知事又は都道府県教育委員会			事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番百十七	新設			[情報照会者] 厚生労働大臣 [事務] 年金生活者支援助給金の支給に関する法律による年金生活者支援助給金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で 定めるもの	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番	百十九			百二十	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 情報照会 の根拠 項番二十七 情報提供者	市町村長			医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 厚生労働省大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 厚生労働省大臣	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 情報照会 の根拠 項番二十七 特定個人情報		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの		医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報報告の提供・移転(委託に伴うものを除く。)の提供・移転の有無	提供を行っている 60件 移転を行っている 8件	提供を行っている 60件 移転を行っている 9件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 提供先1	個人住民税の納税義務者	個人住民税の特別徴収義務者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を行う給与支払者	給与所得者に係る特別徴収義務者及び公的年金等所得に係る特別徴収義務者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 ⑦時期・頻度	納税通知書・税額決定通知書(当初及び例月)	当初及び変更の都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 提供先38 ①法令上の根拠、他	新設	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 〔①法令上の根拠〕 番号法第19条第7号 別表第2の85の2の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 〔②提供先における用途〕 賃貸住宅の管理に関する事務 〔③提供する情報〕 地方税関係情報 〔④提供する情報の対象となる本人の数〕 10万人以上100万人未満 〔⑤提供する情報の対象となる本人の範囲〕 賃貸住宅の管理関係対象者 〔⑥提供方法〕 情報提供ネットワークシステム 〔⑦時期・頻度〕 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期に係る説明 その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先59 ①法令上の根拠、他	新設	厚生労働大臣 〔①法令上の根拠〕 番号法第19条第7号 別表第2の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 〔②提供先における用途〕 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 〔③提供する情報〕 地方税関係情報 〔④提供する情報の対象となる本人の数〕 10万人以上100万人未満 〔⑤提供する情報の対象となる本人の範囲〕 年金生活者支援給付金の支給関係対象者 〔⑥提供方法〕 情報提供ネットワークシステム 〔⑦時期・頻度〕 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 提供先	58 徳島市教育委員会 学校教育課	60 徳島市教育委員会 学校教育課	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先6 保険年金課 ②移転先における用途	①国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ③高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ④特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律による特別障害者給付金の支給に関する事務	①国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ③高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ④特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年9月23日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 移転先6 保険年金課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①国民健康保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収関係対象者 ③後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ④特別障害者給付金の支給関係対象者	①国民健康保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収関係対象者 ③後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ④特別障害者給付金の支給関係対象者 ⑤年金生活者支援給付金の支給関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	1 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	6.賦課決定を行い、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を出 力する。 7.給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて特別徴収税 額決定(変更)通知書を送付する。 8.普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、普通徴収及び年 金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 9.個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、普通 徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書を送付する。 10.扶養正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者につい ては、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 11.特別徴収納税義務者が退職した場合には、特別徴収義務者から異動届出書等の 提出を受けて異動処理を行い、特別徴収税額が減少する場合には、納税義務者 に対し普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 12.年金に係る特別徴収納税義務者が死亡した場合等には、年金保険者に対し、特別 徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴 収に繰り入れ、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付す る。 13.未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14.生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を 受け付け減免を行う。 15.申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交 付を行う。 16.情報提供ネットワークシステムの特定個人情報照会と提供に対応するため、個人 番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(副本)として中間サーバーに保有・管 理する。	6.賦課決定を行い、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を出力する。 7.給与と所得に係る特別徴収税額決定通知書は納税義務者及び特別徴収義務者 を経由して納税義務者、普通徴収納税通知書は納税義務者、公的年金所得に係る特 別徴収税額決定通知書は年金支払者及び納税義務者に対して、それぞれ送付する。 8.個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、給与 所得に係る特別徴収税額変更通知書等の帳票を課税関係を有する者に対して送付す る。 9.本市が住室外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項に基づく通知を住民登録 がある市区町村に送付するとともに、他市区町村が住室外課税を行う場合は、同通知を 受理する。 10.扶養正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する扶養親族につい ては、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。また、扶養正処理 結果を国税庁に通知する。 11.給与と所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者が退職した場合には、特別徴収 義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、給与と所得に係る特別徴収 義務者に対し特別徴収税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が 発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収納税通知書を送付する。 12.公的年金所得に係る特別徴収の停止事由が発生した場合においては、年金支払者に対 し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額につい ては、特別徴収に繰り入れ、普通徴収納税通知書及び公的年金所得に係る特別徴収税額変 更通知書を送付する。 13.未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14.減免事由に該当する場合は、納税義務者から減免申請書を受理し、減免を行う。 15.申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交 付を行う。 16.情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人 番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(副本)として中間サーバーに保有・管 理する。	事前	重要な変更にあたる ため、事前に市民か らの意見聴取と第三 者点検を行う。
平成29年10月13日	1 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 別紙1	全部変更		事前	重要な変更にあたる ため、事前に市民か らの意見聴取と第三 者点検を行う。
平成29年10月13日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム システム1	②システムの機能 2.帳票発行機能 各種帳票(回答書・普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・特別徴収税 額決定(変更)通知書・納付書)を発行する。 3.事業所等管理機能 給与の支払を行った事業所及び個人・年金を支給した年金保険者の管理を行う。 ③他のシステムとの接続 [O]その他(社会保険関係システム、番号連携システム、課税資料イメージデータ管理シ ステム)	②システムの機能 2.帳票発行機能 普通徴収納税通知書、公的年金所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書、給与 所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書並びに所得(課税)証明書及び営業証明 書を発行する。 3.事業所等管理機能 給与の支払を行った事業所及び年金を支給した年金支払者の管理を行う。 ③他のシステムとの接続 [O]その他(番号連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システ ム)	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成29年10月13日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[O]その他(社会保険関係システム)	[O]その他()	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成29年10月13日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム システム4	1.本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有す る本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2.本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せを キーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人情報一覧を画面表示 する。	1.本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有す る本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2.本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せを キーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人情報一覧を画面表示 する。 3.本人確認情報一括照会機能 当市外に住民登録がある納税義務者及び扶養親族の4情報又は個人番号をもとに本 人確認情報の一括照会を行い、照会結果ファイルを作成する。	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	②システムの機能 2. 情報照会機能 3. 情報提供機能 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。 ③他のシステムとの接続 [○]その他(社会保険関係システム、中間サーバーシステム)	②システムの機能 2. 情報提供機能 3. 情報照会機能 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の画面表示又は一括ファイルを作成する。 ③他のシステムとの接続 [○]その他(中間サーバーシステム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	地方税電子申告・年金特徴システム	地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	追加 ①システムの名称 申告支援システム ②システムの機能 1. 課税資料のデータ登録・検索・帳票印刷機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税確定申告書等の課税資料のデータ登録、検索及び帳票印刷を行う。 2. 課税資料のデータ補正機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税確定申告書等の課税資料のデータの整合性チェック、法適合性チェック、個人住民税システム(税務システム)連携のための必要項目の補充データ登録を行う。 3. 個人住民税システム(税務システム)連携機能 個人住民税システム(税務システム)連携ファイルを出力する。 4. 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継機能 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継用ファイルを出力し、国税システムに送信する。 ③他のシステムとの接続 [○]宛名システム等 [○]税務システム	システム10 ①システムの名称 申告支援システム ②システムの機能 1. 課税資料のデータ登録・検索・帳票印刷機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税確定申告書等の課税資料のデータ登録、検索及び帳票印刷を行う。 2. 課税資料のデータ補正機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税確定申告書等の課税資料のデータの整合性チェック、法適合性チェック、個人住民税システム(税務システム)連携のための必要項目の補充データ登録を行う。 3. 個人住民税システム(税務システム)連携機能 個人住民税システム(税務システム)連携ファイルを出力する。 4. 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継機能 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継用ファイルを出力し、国税システムに送信する。 ③他のシステムとの接続 [○]宛名システム等 [○]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり	番号法第19条第7号 別表第2 番号法第19条第8号 別紙のとおり	事後	形式的な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八 事務	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十四 別表第2省令	追加 ①システムの名称	第22条の3	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十五 別表第2省令	追加	第22条の4	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十八	新設	情報照会者 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 別表第2省令 第24条	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十九 別表第2省令	追加	第24条の2	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番四十 別表第2省令	追加	第24条の3	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番四十八 別表第2省令	追加	第26条の3	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十八 別表第2省令	追加	第31条の2	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十九 別表第2省令	追加	第31条の3	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番七十四 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八十四 別表第2省令	追加	第43条の3	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八十五の二 別表第2省令	追加	第43条の4	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番九十一 別表第2省令	追加	第44条の2	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百一 別表第2省令	追加	第49条の2	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百六 事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百十六 別表第2省令	追加	第59条の2	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百二十 別表第2省令	追加	第59条の3	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百八 別表第2省令	新設	情報照会者 条例事務関係情報照会者 事務 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの 情報提供者 条例事務関係情報提供者 特定個人情報 当該事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報関係であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	追加	1 個人住民税システム(税務システム) 基準日 都道府県コード、基準日 市区町村コード、基準日 郵便番号、基準日 都道府県名、基準日 市区町村名、基準日 住所、義務者 申告個人番号、非居住者親族数、扶養者 連番、扶養者 非居住者フラグ、扶養区分コード、扶養 配偶者フラグ、扶養 特定フラグ、扶養 同居特別フラグ、扶養 老人フラグ、扶養 その他フラグ、扶養 16歳未満フラグ、扶養 障害 同居特別フラグ、扶養 障害 特別フラグ、扶養 障害 その他フラグ、変更前 扶養 老人フラグ、変更前 扶養 その他フラグ、変更前 特定フラグ、変更前 同居特別フラグ、変更前 扶養 16歳未満フラグ、変更前 扶養 障害 同居特別フラグ、変更前 扶養 障害 特別フラグ、変更前 扶養 障害 その他フラグ、是正理由区分、資料判別区分、否認是正区分、連絡せん 備考1、連絡せん 備考2、連絡せん 備考3、連絡せん 備考4、扶養等否認日、連絡せん 通知発行フラグ、連絡せん 通知日、住宅借入金等特別控除区分(1回目)、住宅借入金等年末残高(2回目)、各種金額4、各種金額5、各種金額6、各種金額7、各種金額8、支払者申告(個人・法人) 番号、情報照会状態、不開示コード、ReasonOfNull属性(会計所得金額)、会計所得金額、ReasonOfNull属性(給与専従者収入額)、給与専従者収入額、ReasonOfNull属性(控除対象配偶者、扶養控除対象)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目 1 個人住民税システム(税務システム)	(内部)個人番号、社会保険料、扶養DB区分、扶養(内部)個人番号、扶養(仮)個人番号、扶養親族氏名(カナ)、扶養親族氏名(漢字)、性別、生年月日、納付コード、郵便番号、住所(漢字)、方量(漢字)、住宅借入金控除可能額、居住開始年月日、居住開始年月日2、市区町村	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目 1 個人住民税システム(税務システム)	扶養者個人番号、扶養控除個人コード、住記氏名(漢字)、居住開始年月日3、氏名(漢字)、住所(漢字)		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	2 課税資料イメージデータベース 本評価書P63のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	3 新窓口対応システム(庁内連携システム) 本評価書P63のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	4 住民基本台帳ネットワークシステム 本評価書P64のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	5 番号連携システム 本評価書P65のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	6 国税連携システム 本評価書P65のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	7 地方税電子申告・年金特徴システム 本評価書P65のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	8 中間サーバー・システム 本評価書P65のとおり	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	9 個人・法人管理システム(宛名システム) 本評価書P66のとおり	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 全ての記録項目	新設	10 申告支援システム 本評価書P68のとおり	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 3.特定個人情報情報の入手・使用	①入手元 〔O〕評価実施機関内の他部署(保険年金課、介護ながいき課・障害福祉課・保護課) ②入手方法 ④入手に係る妥当性 地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法317条の2～317条の3の3、番号法別表第2の27の項に基づき、所得申告書及び給与支払報告書等の各種課税資料を入手している。 ⑤本人への明示 地方税法第45条の2～第45条の3の3、番号法別表第2の27の項により明示している。	①入手元 〔O〕評価実施機関内の他部署(保険年金課、介護ながいき課・障害福祉課・保護課) ②入手方法 〔O〕その他(国税連携システム、地方税電子申告・年金特徴システム、住民基本台帳ネットワークシステム) ④入手に係る妥当性 地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法317条の2～317条の3の3、番号法別表第2の27の項に基づき、所得申告書及び給与支払報告書等の各種課税資料を入手している。 ⑤本人への明示 地方税法第45条の2～第45条の3の3、番号法別表第2の27の項により明示している。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4.特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報提供方法	4件	7件	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4.特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報提供方法	〔O〕その他(個人住民税システムの維持運用業務に必要な範囲で、当市庁舎内の指定場所において、特定個人情報ファイルにアクセスする。)	〔O〕その他(個人住民税システムの維持運用業務に必要な範囲で、当市庁舎内の指定場所において、特定個人情報ファイルにアクセスする。)	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期 提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	新設	委託事項5 課税資料イメージデータ管理システム運用保守業務 ①委託内容 課税資料イメージデータ管理システム運用保守業務 (注)運用保守業務で特定個人情報を取り扱う予定はない。事務内容補完のため掲載。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 課税資料が提出された納税義務者及び課税資料に記載された 扶養親族・専従者 その妥当性 課税資料イメージデータ管理システム運用保守業務として、障害が発生し た場合、原因の切り分け、復旧作業、稼働確認及び以後の予防措置等を実施する。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]課税資料イメージデータ管理システム運用保守業務に必要な範囲内でシステム内 のデータベースにアクセスする。 ⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページで公表する。 ⑥委託先名 株式会社ジェイエスキューブ ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託先の許諾方法 契約上、再委託は原則として禁止しており書面により本市の承諾を得ることとなってい る。再委託承諾書は再委託先、再委託理由及び業務監督の責任が明記されている。 ⑨再委託事項 課税資料イメージデータ管理システム運用保守業務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	新設	委託事項6 番号連携システムの運用支援に関わる業務 ①委託内容 番号連携システムの運用支援業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性 番号連携システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳 島市に在在する住民(消滅者を含む。)並びに納税義務者、扶養親族及び専従者を対象 としているため、委託先に提供する必要がある。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他(番号連携システムの運用支援業務に必要な範囲内で、システム内の特定 個人情報ファイルにアクセスする。) ⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページで公表する。 ⑥委託先名 富士通株式会社 徳島支店 ⑦再委託の有無 再委託しない	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 4. 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	新設	委託事項7 申告支援システム運用保守業務 ①委託内容 申告支援システム運用保守業務 (注)運用保守業務で特定個人情報情報を取り扱う予定はない。事務内容補完のため掲載。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 課税資料が提出された納税義務者及び課税資料に記載された 扶養親族・専従者 その受当性 申告支援システム運用保守業務として、障害が発生した場合、原因の切り 分け、復旧作業、稼働確認及び以後の予防措置等を実施する。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 〔O〕その他(申告支援システム運用保守業務に必要な範囲内でシステム内のデータ ベースにアクセスする。) ⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページで公表する。 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無 ⑧再委託先の承諾方法 契約上、再委託は原則として禁止しており書面により本市の承諾を得ることとなっている。 再委託承諾書は再委託先、再委託理由及び業務監督の責任が明記されている。 ⑨再委託事項 申告支援システム運用保守業務	事前	重要な変更にあたるため、事前に市民からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5. 特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うもの(を除く。) ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲	〔O〕提供を行っている(61)件	〔O〕提供を行っている(62)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5. 特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先1 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲	給与所得者に係る特別徴収義務者及び公的年金等所得に係る特別徴収義務者	給与所得に係る特別徴収義務者及び公的年金等所得に係る特別徴収義務者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5. 特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先6 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲	①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の6の項 ①船員保険法又は②平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法 主務省令第6条 ②提供先における用途 ①保険給付に関する事務 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲 ①保険給付関係対象者 ②保険給付の支給関係対象者	①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の6の項 船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法 主務省令第6条 ②提供先における用途 保険給付の支給に関する事務 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲 保険給付の支給関係対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5. 特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先7 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲	②提供先における用途 里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲 里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給関係対象者 ⑥提供方法 〔O〕専用線 〔O〕紙	②提供先における用途 養育里親若しくは養育里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ⑤提供している情報の対象となる本人の範囲 養育里親若しくは養育里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給関係対象者 ⑥提供方法 〔 〕専用線 〔 〕紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先18 ①法令上の根拠	追加	主務省令第22条の3	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先19 ①法令上の根拠	追加	主務省令第22条の4	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先20 ①法令上の根拠	提供先21 提供先22 提供先23 提供先24 提供先25 提供先26 提供先27 提供先28 提供先29 提供先30 提供先31 提供先32 提供先33 提供先34 提供先35 提供先36 提供先37 提供先38 提供先39 提供先40 提供先41 提供先42 提供先43 提供先44 提供先45 提供先46 提供先47 提供先48 提供先49 提供先50 提供先51 提供先52 提供先53 提供先54 提供先55 提供先56 提供先57 提供先58 提供先59 提供先60	提供先22 提供先23 提供先24 提供先25 提供先26 提供先27 提供先28 提供先29 提供先30 提供先31 提供先32 提供先33 提供先34 提供先35 提供先36 提供先37 提供先38 提供先39 提供先40 提供先41 提供先42 提供先43 提供先44 提供先45 提供先46 提供先47 提供先48 提供先49 提供先50 提供先51 提供先52 提供先53 提供先54 提供先55 提供先56 提供先57 提供先58 提供先59 提供先60	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先21	新設	提供先21 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 ②法令第19条第7号 別表第2の38の項 学校保健安全法 主務省令第24条 ③提供先21における用途 ④提供先21に関する情報 ⑤提供先21に関する情報 ⑥提供先21に関する情報 ⑦提供先21に関する情報 ⑧提供先21に関する情報 ⑨提供先21に関する情報 ⑩提供先21に関する情報 ⑪提供先21に関する情報 ⑫提供先21に関する情報 ⑬提供先21に関する情報 ⑭提供先21に関する情報 ⑮提供先21に関する情報 ⑯提供先21に関する情報 ⑰提供先21に関する情報 ⑱提供先21に関する情報 ⑲提供先21に関する情報 ⑳提供先21に関する情報 ㉑提供先21に関する情報 ㉒提供先21に関する情報 ㉓提供先21に関する情報 ㉔提供先21に関する情報 ㉕提供先21に関する情報 ㉖提供先21に関する情報 ㉗提供先21に関する情報 ㉘提供先21に関する情報 ㉙提供先21に関する情報 ㉚提供先21に関する情報 ㉛提供先21に関する情報 ㉜提供先21に関する情報 ㉝提供先21に関する情報 ㉞提供先21に関する情報 ㉟提供先21に関する情報 ㊱提供先21に関する情報 ㊲提供先21に関する情報 ㊳提供先21に関する情報 ㊴提供先21に関する情報 ㊵提供先21に関する情報 ㊶提供先21に関する情報 ㊷提供先21に関する情報 ㊸提供先21に関する情報 ㊹提供先21に関する情報 ㊺提供先21に関する情報 ㊻提供先21に関する情報 ㊼提供先21に関する情報 ㊽提供先21に関する情報 ㊾提供先21に関する情報 ㊿提供先21に関する情報	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先22 ①法令上の根拠	追加	主務省令第24条の2	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先23 ①法令上の根拠	追加	主務省令第24条の3	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先24 ①法令上の根拠	追加	主務省令第26条の3	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先25 ①法令上の根拠	追加	主務省令第31条の2	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の59の項 地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法	番号法第19条第7号 別表第2の59の項 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 主務省令第31条の3	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先35 ②提供先における用途	特別児童扶養手当の支給に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先41 ①法令上の根拠	追加	主務省令第43条の3	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先42 ①法令上の根拠	追加	主務省令第43条の4	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先44 ①法令上の根拠	追加	主務省令第44条の2	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先48 ①法令上の根拠	追加	主務省令第49条の2	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先51	②提供先における用途 学資の貸与に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 学資の貸与関係対象者	②提供先における用途 学資の貸与及び支給に関する事務 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 学資の貸与及び支給関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先57 ①法令上の根拠	追加	主務省令第59条の2	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報報告ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うもの を除く。 提供先59 ①法令上の根拠	追加	主務省令第59条の3	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先61	新設	提供先61 条例事務関係情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 個人情報保護委員会規則第5号 ②提供先における用途 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 条例事務関係対象者 ⑥提供方法 【〇】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 提供先62	②提供先における用途 ③修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者 ④私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 ⑥徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務 ⑦提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑧学校教育法第19条の援助関係対象者 ⑨修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者 ⑩私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 ⑪私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 ⑫徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業関係対象者	②提供先における用途 ③徳島市立幼稚園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務 ④修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付けける事業に関する事務 ⑤私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 ⑥私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 ⑦徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務 ⑧提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑨学校教育法第19条の援助関係対象者 ⑩修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付けける事業関係対象者 ⑪私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業関係対象者 ⑫私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者 ⑬徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 移転先1	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ⑦19の項、⑧20の項 ②移転先における用途 ③乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ④移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑤乳幼児等医療費の助成関係対象者	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ②10の項、⑦19の項、⑧20の項 ②移転先における用途 ③乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ④移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑤乳幼児等医療費の助成関係対象者	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報情報ファイルの概要 5.特定個人情報情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 移転先4	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ③23の項 6の項	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2①6の項、③23の項	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報提供ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 移転先6	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 別表第2 ①8の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報提供ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 移転先7	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ②24の項	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ③24の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅱ 特定個人情報提供ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転委託に伴うものを除く。 移転先8	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 22の項 ②移転先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 子どものための教育・保育給付の支給の実施関係対象者	①法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ①3の項、②22の項 ②移転先における用途 ①児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務 ②子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①児童福祉法による保育所における保育の実施関係対象者 ②子どものための教育・保育給付の支給の実施関係対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報提供ファイルの取扱いプロセス 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークにおけるリスク対策 クシシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申告書等の様式は、必要項目以外の記載を求めないよう設計されている又は設計する。 ・他市町村から情報を入力する際も、必要以上の情報を入力しないように事務マニュアルを作成する。 また、実際に入手する際は、担当者及び審査者による二重チェックを行う。	・申告書等の様式は、必要項目以外の記載を求めないよう設計されている又は設計する。 ・他市町村から情報を入力する際も、必要以上の情報を入力しないように事務マニュアルを作成する。 また、実際に入手する際は、担当者及び審査者による二重チェックを行う。 ・給与支払報告等に対して、賦課期日において納税者の住所がある自治体に給与支払報告書を送付するよう周知徹底する。	事後	リスクを明らかに軽減させる必要があるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報提供ファイルの取扱いプロセス 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークにおけるリスク対策 クシシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作成した事業所に正確に記載してもらう。 ・提出された特定個人情報と個人住民税システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人確認を実施する。 ・住民異動届出時に取得した個人番号が変更されていないかチェックする。	・個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作成した事業所に正確に記載してもらう。 ・課税資料に記載された個人番号が正しいかどうか個人・法人管理システムによって確認する。個人・法人管理システムで確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによって確認する。 ・住民異動届出時に取得した個人番号が変更されていないかチェックする。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報提供ファイルの取扱いプロセス 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークにおけるリスク対策 クシシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の正確性をチェックする。 ・データ作成時には、課税資料原本と照合を行い、データバンチ業務ではペリファイ、オンライン処理では複数人で、入力内容を複層的に確認する。 ・給与支払報告書等の事業所宛名番号の付番・採番時に複数人チェックを行う。 ・給与支払報告書等のデータバンチ業務委託のデータ納品時において、複数人で事業所数及び事業所ごとの課税資料数を確認する。	・宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の正確性をチェックする。 ・データ作成時には、課税資料原本と照合を行い、データバンチ業務ではペリファイ、オンライン処理では複数人で、入力内容を複層的に確認する。 ・給与支払報告書等の事業所宛名番号の付番・採番時に複数人チェックを行う。 ・給与支払報告書等のデータバンチ業務委託のデータ納品時において、複数人で事業所数及び事業所ごとの課税資料数を確認する。	事後	リスクを明らかに軽減させる必要があるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報提供ファイルの取扱いプロセス 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークにおけるリスク対策 クシシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・個人住民税システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用している。 ・申告書等の提出は、本人から直接書面を受け取ることと原則とし、郵送の場合は市役所住所・担当課を明記して当該住所宛てに返送するよう説明する。 ・電子申告等はセキュリティで守られた回線を利用する。	・個人住民税システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用する。 ・申告支援システム及び課税資料イメージ管理システムは、庁内では専用回線を利用するとともに、出張申告にも利用するが、庁内のネットワークにセキュリティで守られた回線を利用して接続する。また、サーバー・クライアント方式又はウェブ方式のため、クライアントにデータを保有しない。また、申告相談時に控えて出力する個人住民税申告書等には個人番号を表示しない。 ・申告書等の提出は、本人から直接書面を受け取ることと原則とし、郵送の場合は市役所住所・担当課を明記して当該住所宛てに返送するよう説明する。 ・電子申告等はセキュリティで守られた回線を利用する。 ・給与支払者等に対して、賦課期日において納税者の住所がある自治体に給与支払報告書を送付するよう周知徹底する。	事前	重要な変更にあたるため、事前に関係者の意見聴取・第三者点検を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報対策 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	個人ごとに割り当てているIDカード又はIDとパスワードのアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。	個人ごとに割り当てているIDカード又はIDとパスワードのアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報対策 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人住民税システム及び課税資料イメージデータ管理システムからは、個人住民税課税ファイル及び課税資料イメージデータ管理ファイルのみアクセスでき、個人住民税関係業務以外の事務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。	個人住民税システム、課税資料イメージデータ管理システム及び申告支援システムからは、それぞれ個人住民税課税ファイル、課税資料イメージデータ管理ファイル、申告等ファイルのみアクセスでき、個人住民税関係業務以外の事務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市長からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報対策 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。 ・課税資料イメージデータ管理システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証を行っている。	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ・課税資料イメージデータ管理システム及び申告支援システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証を行っている。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市長からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報対策 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	・個人住民税システムにおいては、共用カードは発行せず、必ず個人に対してIDカードを発行する。 ・課税資料イメージデータ管理システムにおいては、共用IDと共用パスワードを発行せず、必ず個人に対してIDとパスワードを発行する。 ・ユーザID等のアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDカード等を返却するとともに、セキュリティ管理者に依頼し、ユーザID等のアクセス権を削除する。	・ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセス権を変更する必要がある場合は、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更又は削除する。 ・課税資料イメージデータ管理システムにおいては、共用IDと共用パスワードを発行せず、必ず個人に対してIDとパスワードを発行する。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市長からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報対策 特定個人情報ファイルの取扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・個人住民税関係業務では、総務省で行う課税状況調査などの統計分析は行いが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。 ・申告会場では、隣席との間についてを設置するとともに、端末の画面にのぞき見防止フィルターを張り付け、情報のぬすみを防止している。	・個人住民税関係業務では、総務省で行う課税状況調査などの統計分析は行いが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。 ・申告会場では、隣席との間についてを設置するとともに、端末の画面にのぞき見防止フィルターを張り付け、情報のぬすみを防止している。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報対策 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。また、特定個人情報情報を消去した際は、確実に削除できているか個人住民税システム及び課税資料イメージデータ管理システムに削除できているかを確認する。 ・保管期間を過ぎた特定個人情報、システムにて自動判定し消去すること。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは外部業者にて職員立ち合いの下粉砕を行い、その後溶解処理をし、報告すること。 ・電子記録媒体が紙媒体かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴管理簿を作成し保管すること。 ・特定個人情報と同様に、保管期間を過ぎたバックアップデータは、システムにて自動判定し消去すること。	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。また、特定個人情報情報を消去した際は、確実に削除できているか個人住民税システム、課税資料イメージデータ管理システム及び申告支援システムを確認する。 ・保管期間を過ぎた特定個人情報、システムにて自動判定し消去すること。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは外部業者にて職員立ち合いの下粉砕を行い、その後溶解処理をし、報告すること。 ・電子記録媒体が紙媒体かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴管理簿を作成し保管すること。 ・特定個人情報と同様に、保管期間を過ぎたバックアップデータは、システムにて自動判定し消去すること。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市長からの意見聴取と第三者点検を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・市内連携システム及び課税資料イメージデータ管理システムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については7年間保存する。 ・不正なアクセスはログ記録を制御して禁止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、システム管理者等は、システム仕様書及びシステム仕様の策定等でアクセス制御を厳格化する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、どの特定個人情報情報をどの業務システムに提供・移転したか記録され、処理記録を検証することで防止する。	・市内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については7年間保存する。不正なアクセスはログ記録を検証することで防止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、アクセス制御で禁止しており、システム管理者等は、システム仕様書及びシステム環境定義等でアクセス制御を厳格化する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、どの特定個人情報情報をどの業務システムに提供・移転したか記録され、処理記録を検証することで防止する。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市民からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・市内連携システム及び課税資料イメージデータ管理システムでは、特定の権限を有する者以外には、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、特定の権限を有する者以外には、システム基盤上の情報を処理することができず、処理記録を保存する仕組みを有しているため、処理記録を検証することで不適切な方法での提供・移転されることを防止する。	・市内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、特定の権限を有する者以外には、情報の照会・更新ができず、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。 ・専用線・電子記録媒体処理では、特定の権限を有する者以外には、システム基盤上の情報を処理することができず、処理記録を保存する仕組みを有しているため、処理記録を検証することで不適切な方法での提供・移転されることを防止する。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市民からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・市内連携システム及び課税資料イメージデータ管理システムでは、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。 ・専用線・電子記録媒体処理では、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、処理を制御しているため、仕組みとして担保されている。 ・特定個人情報の提供・移転の対象となるデータについては、個人情報システムにおいて、整合性チェック・法適合性チェックを行う。 ・システム改修にあたっては、課税データの誤りを発生させないようにするため、直接のシステム改修の対象となっていない関連プログラムについても、システム改修の影響が及んでいないかどうか確認するとともに、市民税課と情報システム担当課の間で、十分な意思疎通を図り、様々な想定のもとでオンライン処理及びバッチ処理画面の入念なテストを行う。 ・データ作成時には、課税資料原本と照合を行い、データバンチ業務ではペリファイ、オンライン処理では複数人で、入力内容を複層的に確認する。 ・給与支払報告書等の事業所宛番号の付番・採番時に複数人チェックを行う。 ・給与支払報告書等のデータバンチ業務委託のデータ納品時において、複数人で事業所数及び事業所ごとの課税資料数を確認する。 ・紙文書で特定個人情報の提供を行う場合は、送付用封筒に「給与事務担当者親展」「宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封しないでください。」などの表示を行う。 ・紙文書で特定個人情報の提供を行う場合は、原則として特定記録郵便など、追跡可能な移送手段等を利用する。	・市内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。 ・専用線・電子記録媒体処理では、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、処理を制御しているため、仕組みとして担保されている。 ・特定個人情報の提供・移転の対象となるデータについては、個人情報システムにおいて、整合性チェック・法適合性チェックを行う。 ・システム改修にあたっては、課税データの誤りを発生させないようにするため、直接のシステム改修の対象となっていない関連プログラムについても、システム改修の影響が及んでいないかどうか確認するとともに、市民税課と情報システム担当課の間で、十分な意思疎通を図り、様々な想定のもとでオンライン処理及びバッチ処理画面の入念なテストを行う。 ・データ作成時には、課税資料原本と照合を行い、データバンチ業務ではペリファイ、オンライン処理では複数人で、入力内容を複層的に確認する。 ・給与支払報告書等の事業所宛番号の付番・採番時に複数人チェックを行う。 ・給与支払報告書等のデータバンチ業務委託のデータ納品時において、複数人で事業所数及び事業所ごとの課税資料数を確認する。 ・紙文書で特定個人情報の提供を行う場合は、送付用封筒に「給与事務担当者親展」「宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封しないでください。」などの表示を行う。 ・紙文書で特定個人情報の提供を行う場合は、原則として特定記録郵便など、追跡可能な移送手段等を利用する。	事前	重要な変更にあたるため、事前に市民からの意見聴取と第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	十分である	課題が残されている	事前	重要な変更にあたるため、事前に市民からの意見聴取と第三者点検を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	番号法第19条第1号の規定に基づく特定個人情報の特別徴収義務者に対する結文書による提供では、入手・使用・委託・提供の各段階において、人為的なチェックが介在するリスクが存在する。 制度改正によるリスク排除が望ましいが、できるだけ早期に特別徴収税額通知の電子的本通知への対応を行い、対象事業所数を拡大し、リスクの低減を図る。	事前	重要な変更にあたるため、事前・市民からの意見聴取・第三者点検を行う。
平成29年10月13日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	追加	【非常勤職員、臨時職員等の業務に関する措置】 申告相談等個人住民税課税事務の基幹的な業務については正規職員が従事するものとし、非常勤職員、臨時職員等正規職員以外の者が個人住民税課税事務に従事する場合は、正規職員の指導監督の下で行う補助的な業務に限定する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅰ 基本情報 7. 郵便実施機関における担当部署 ② 所属長	市民税課長 日下 裕司	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務内容 図	国税連携システム及びエルタックス(他自治体との回送処理を行うグループ)に分類している。(実際の運用は、両方とも国税連携システム(エルタックス)を使用している。)	国税連携システム及びエルタックス(他自治体との回送処理を行うグループ)を国税連携システム(エルタックス)にまとめる。実際の運用が、両方とも同じシステムで行っているため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 特別徴収税額決定通知書・特別徴収関係書類等の送付物作成業務委託	削除 委託事項2の削除により、形式的に委託事項の項番を繰り上げる 委託事項3を委託事項2 委託事項4を委託事項3 委託事項5を委託事項4 委託事項6を委託事項5 委託事項7を委託事項6へそれぞれ繰り上げた。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14及び15 ⑥ 提供方法	追加	[○] その他(LGWAN)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	移転先7 介護、なごいき課 ① 法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項、徳島市番号法施行条例第2条第3項、第3項表第2③④⑤の項 ② 移転先における用途 ①老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収に関する事務、 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務、 ③低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲 ①老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収に関する事務、②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務、③低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務	移転先7 介護保険課 ① 法令上の根拠 徳島市番号法施行条例第2条第2項 ② 移転先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	新設(ただし、移転先7の事務の範囲内で所管課の変更のみ)	移転先10 高齢福祉課 ①法令上の根拠 徳島市 番号法施行条例第2条第2項、徳島市 番号法施行条例第2条第3項別表第2③24の項 ②移転先における用途 ①老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収に関する事務、②低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用する事業に関する事務 ⑥移転方法 行内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	追加	平成29年度税制改正に伴うデータ項目の変更 1 個人住民税システム(粉務システム)の51, 120, 130	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) リスク3. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス におけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	番号法第19条第1号の規定に基づく特定個人情報情報の特別徴収義務者に対する紙文書による提供では、入手・使用・委託・提供の各段階において、人為的なチェックが介在するが、人為的なチェックをどれだけ行っても完全にリスクを排除することはできないというリスクが存在する。 制度改正によるリスク排除が望ましいが、できるだけ早期に特別徴収税額通知の電子的正本通知への対応を行い、対象事業所数を拡大し、リスクの低減を図る。	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス におけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク3 入手した際の本人確認の措置の内容	本人が窓口にて申告書等を提出する場合は、個人番号カード又は通知カードの提示を受け、本人確認を行い、また給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作成した事業所に正確に記載してもらう。その他の場合は番号法施行令及び施行規則に定められた方法によって本人確認を行う。	本人が窓口にて申告書等を提出する場合は、個人番号カードの提示を受け、本人確認を行い、また給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作成した事業所に正確に記載してもらう。その他の場合は番号法施行令及び施行規則に定められた方法によって本人確認を行う。なお通知カードの取扱いについては、番号法及び関係法令に定められた経過措置等の規定による。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措置内容	・個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・個人番号カード又は通知カードの取扱いについては、番号法及び関係法令に定められた経過措置等の規定による。	・個人番号カード又は通知カードの提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。なお通知カードの取扱いについては、番号法及び関係法令に定められた経過措置等の規定による。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 番号法第19条第8号 別紙のとおり	番号法第19条第8号 別表第2 番号法第19条第9号 別紙のとおり	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第8号 情報提供の根拠	番号法第19条第9号 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ① 入手元	介護・ながいき課	高齢介護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 番号連携システムの運用支援に關わる業務 ⑥ 委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	グループ再編に伴う事業の会社分割承継であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2～提供先59	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先60	番号法第19条第9号若しくは第13号	番号法第19条第10号若しくは第14号	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	法改正に伴う号数ずれの修正であり、重要な変更にはあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ① 法令上の根拠	徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ②10の項、⑦19の項、⑧20の項	徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ①10の項、④19の項、⑤20の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 (2)移転先における用途	①児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ③母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ⑤児童手当法による児童手当又は特別給付金の支給に関する事務 ⑥子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ⑦子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ⑧重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ②児童手当法による児童手当又は特別給付金の支給に関する事務 ③子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ④子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ⑤重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 (5)移転する情報の対象となる本人の範囲	①助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ②児童扶養手当の支給関係対象者 ③母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ④母子及び父子並びに寡婦に対する給付金の支給関係対象者 ⑤児童手当又は特別給付金の支給関係対象者 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者 ⑦子ども医療費の助成関係対象者 ⑧重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者	①児童扶養手当の支給関係対象者 ②児童手当又は特別給付金の支給関係対象者 ③地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者 ④子ども医療費の助成関係対象者 ⑤重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	保健センター	健康長寿課	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 (1)法令上の根拠	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ③17の項	徳島市番号法施行条例第2条第2項	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 (2)移転先における用途	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 (2)移転先における用途	①予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収関係対象者 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ③健康増進法による健康増進事業の実施関係対象者 介護保険課	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7 (1)法令上の根拠	徳島市番号法施行条例第2条第2項	徳島市番号法施行条例第2条第2項 別表第2 ③24の項	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7 ② 移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	① 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ② 老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ③ 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者	① 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ② 老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ③ 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8	子ども施設課	子ども保育課	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先10	高齢福祉課	子ども健康課	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先10 ① 法令上の根拠	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ③24の項	徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ⑥17の項	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先10 ② 移転先における用途	① 老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ② 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務	① 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ④ 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ⑤ 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ⑥ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先10 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	① 老人福祉法による福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ② 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業関係対象者	① 助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ② 母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ③ 母子及び父子並びに寡婦に対する給付金の支給関係対象者 ④ 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収関係対象者 ⑤ 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑥ 健康増進法による健康増進事業の実施関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第8号(第14号)に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第9号(第15号)に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をスト化したもの。	事後	法改正に伴う号ずれの 修正であり、重要な変更 にはあたらないため、事 前の提出・公表が義務 付けられない。
令和4年4月8日	表紙 特記事項	(空欄)	税務システム更新に伴う評価再実施により、次期税務システムのカスタマイズプログラミング開始前の評価として、この評価書の最後尾(変更履歴の手前)に次期税務システムの評価部分を付属している。	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月8日	Ⅵ 評価実施手続の次 (以下は添付部分)	(追加)	(評価書本体を現行税務システムに関する評価とし、評価書の最後に次期税務システムに関する評価書部分を丸々添付)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	個人住民税システム(税務システム)	個人住民税システム(税務システム(MICJET MISALIO))	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	②システムの機能	6. 関連システム連携機能 番号連携システムに必要な地方税法による個人住民税課税関係情報を連携する。	6. 関連システム連携機能 番号連携システムに必要な地方税法による個人住民税課税関係情報を連携する。 7. 証明書等発行機能 所得証明書等の発行に伴う業務を行う。 8. 宛名管理機能 宛名の管理を行う。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	③他のシステムとの接続	[○]その他(番号連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム)	[○]その他(番号連携システム、課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@NTAX))	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	課税資料イメージデータ管理システム	課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. 個人情報照会機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの個人住民税情報の照会を行う。 2. 証明書等発行機能 所得証明書等の発行に伴う業務を行う。	1. 個人情報照会機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの個人住民税情報の照会を行う。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス)	地方税電子申告・年金特徴システム(eLTAX)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	申告支援システム	申告支援システム(F@NTAX)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[]宛名システム等	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	(別添1)事務内容	(図解) ・個人住民税システム、申告支援システム、イメージ管理システムが徳島市の中 ・証明書交付が行内連携システムで処理 ・国税連携システム(eLTAX)からの課税資料が直接個人住民税システムへ	(図解) ・個人住民税システム、申告支援システム、イメージ管理システムがクラウド化 ・証明書交付が個人住民税システムで処理 ・国税連携システム(eLTAX)からの課税資料が申告支援システム(F@NTAX)へ	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財政部税務事務所市民税課、納税課(収納・滞納整理業務)、資産税課(税務証明書交付業務)、市民協働課14支所(税務証明書交付業務)	財政部税務事務所市民税課、納税課(収納・滞納整理業務)、資産税課(税務証明書交付業務)、市民協働課14支所(税務証明書交付業務)、住民課(税務証明書交付業務)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	4件	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	電子計算システムの維持運用業務	税務システム(MICJET MISALIO)の維持運用業務	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	①委託内容	個人住民税システムの維持運用業務	税務システム(MICJET MISALIO)の維持運用業務 (課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)を含む)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	個人住民税システムの維持運用業務は、特定個人情報情報ファイル全体を対象としているため、委託先に提供する必要はある。	税務システムの維持運用業務は、特定個人情報情報ファイル全体を対象としているため、委託先に提供する必要はある。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〇]その他(個人住民税システムの維持運用業務に必要な範囲で、当市庁舎内の指定場所において、特定個人情報ファイルにアクセスする。)	〇]その他(クラウドに設置したサーバーを介した、専用ネットワークによる閉域接続)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	⑥委託先名	テック情報株式会社	富士通Japan株式会社	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	⑧再委託の許諾方法	(空欄)	契約上、再委託は原則として禁止しており書面により本市の承諾を得ることとなっている。再委託承諾書は再委託先、再委託理由及び業務監督の責任が明記されている。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	⑨再委託事項	(空欄)	メインシステムである個人住民税システム(MICJET MISALIO)の維持運用、連携するサブシステムである課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)の維持運用	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (①～⑨含む全体)	課税資料イメージデータ管理システム運用保守業務	(空欄)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 (①～⑨含む全体)	申告支援システム運用保守業務	(空欄)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。	【徳島市における措置】 データは入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。 紙媒体は施錠されるキャビネット、書庫、倉庫に保管する。 【個人住民税システム等における措置】 ① 個人住民税システム(MICJET MISALIO)、課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)は外部のデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。	事前	システムの新設という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和4年4月8日	②保管期間 その妥当性	文書取扱規程に基づいて定めた個人住民税に係る課税資料等保存年数取扱要領に よって、市民税・県民税申告書は法定納期限の翌日から起算して7年など、文書・デー タの類型ごとに、保管期間を定めており、永年保存とされているものもあるため、最も長 い20年以上としている。	文書取扱規程に基づいて定めた個人住民税に係る課税資料等保存年数取扱要領に よって、市民税・県民税申告書は法定納期限の翌日から起算して7年など、文書・デー タの類型ごとに、保管期間を定めており、永年保存とされているものもあるため、最も長 い20年以上としている。	事前	システムの新設という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和4年4月8日	③消去方法	【徳島市における措置】 ・個人住民税情報ファイルに記録されたデータは、システムにて消去する。紙媒体は、 保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは 外部業者にて職員立ち合いの下粉砕を行い、その後溶解処理をし、報告する。	【徳島市における措置】 ・個人住民税情報ファイルに記録されたデータは、システムにて消去する。紙媒体は、 保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては職員自らまたは 外部業者にて職員立ち合いの下粉砕を行い、その後溶解処理をし、報告する。 【個人住民税システム等における措置】 ① 特定個人情報情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、個人住民税 システム等の保守・運用を行う事業者が特定個人情報情報を消去することはない。 ② ティスク交換やハード更新等の際は、個人住民税システム等の保守・運用を行う 事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊又は専用ソフ ト等を利用して完全に消去する。	事前	システムの新設という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和4年4月8日	(別添2)ファイル記録項目	(徳島市ホストシステムの記録項目)	(MICJET MISALIOの標準記録項目)	事前	システムの新設という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和4年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2.特定個人情報への入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した個人情報(不正確で ある)リスク 入手の際の本人確認の措置の内容	本人が窓口にて申告書等を提出する場合は、個人番号カード又は通知カードの提示を 受け、本人確認を行い、また給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書を作 成した事業所に正確に記載してもらう。その他の場合は番号法施行令及び施行規則に 定められた方法によって本人確認を行う。 ・個人住民税システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用する。 ・申告支援システム及び課税資料イメージ管理システムは、庁内では専用回線を利用す るとともに、出張申告にも利用するが、庁内のネットワークにセキュリティで守られた回 線を利用して接続する。また、サーバークライアント方式又はウェブ方式のため、クライア ントにデータを保有しない。また、申告相談時に控えとして出力する個人住民税申告書 等には個人番号を表示しない。	本人が窓口にて申告書等を提出する場合は、個人番号カード及び身分証明書等の提示 を受けて本人確認を行う。また給与支払報告書や公的年金等支払報告書は、報告書 を作成した事業所に正確に記載してもらう。その他の場合は番号法施行令及び施行規 則に定められた方法によって本人確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用する。 ・個人住民税システム、課税資料イメージ管理システム及び申告支援システムは、庁内 では専用回線を利用し、クラウドサーバーとの接続は閉域ネットワークにて接続する。ま た、クラウド方式のため、操作端末にデータを保有しない。また、申告相談時に控えとし て出力する個人住民税申告書等には個人番号を表示しない。	事前	システムの新設という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和4年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセ スにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい、滅失・ 毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー 設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末につ いては、セキュリティワイヤーで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で 行うため、端末内に特定個人情報情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラを設置している。	【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー 設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末につ いては、セキュリティワイヤーで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で 行うため、端末内に特定個人情報情報を保有しない。 ③サーバー設置場所に監視カメラを設置している。 【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等をデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監 視及び施設管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他 テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	システムの新設という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月8日	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【徳島市における措置】 ①不正プログラム対策 コンピュータウィルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウィルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウィルスパターンファイルを定期的に更新を行う。また、ウィルスメール/スハムメール対策のシステムを導入している。 ②不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。	【徳島市における措置】 ①不正プログラム対策 コンピュータウィルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウィルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウィルスパターンファイルを定期的に更新を行う。また、ウィルスメール/スハムメール対策のシステムを導入している。 ②不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等では、UTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ②個人住民税システム等では、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅳ その他のリスク対策 1 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	【徳島市における措置】 評価書の記載内容通りの運用ができているか、担当部署において自己点検チェックを年1回実施し、運用状況を確認する。	【徳島市における措置】 評価書の記載内容通りの運用ができているか、担当部署において自己点検チェックを年1回実施し、運用状況を確認する。 【個人住民税システム等における措置】 運用規則等に基づき、個人住民税システム等の運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	②監査 具体的な内容	【徳島市における措置】 組織内に設置した監査担当により、以下の観点で自己監査を年1回実施し、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	【徳島市における措置】 組織内に設置した監査担当により、以下の観点で自己監査を年1回実施し、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【個人住民税システム等における措置】 運用規則等に基づき、個人住民税システム等について、定期的に監査を行う。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅳ その他のリスク対策 2 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。	【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。 【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等の運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②個人住民税システム等の業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。 【会計年度任用職員等の業務に関する措置】 申告相談等個人住民税課税事務の基幹的な業務については正規職員が従事するものとし、非常勤職員、臨時職員等正規職員以外の者が個人住民税課税事務に従事する場合は、正規職員の指導監督の下で行う補助的な業務に限定する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅳ その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	【非常勤職員、臨時職員等の業務に関する措置】 申告相談等個人住民税課税事務の基幹的な業務については正規職員が従事するものとし、非常勤職員、臨時職員等正規職員以外の者が個人住民税課税事務に従事する場合は、正規職員の指導監督の下で行う補助的な業務に限定する。	【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等の運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②個人住民税システム等の業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。 【会計年度任用職員等の業務に関する措置】 申告相談等個人住民税課税事務の基幹的な業務については正規職員が従事するものとし、非常勤職員、臨時職員等正規職員以外の者が個人住民税課税事務に従事する場合は、正規職員の指導監督の下で行う補助的な業務に限定する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和4年4月8日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求 ③手数料等 (ここまで添付部分)	ただし、保有個人情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用が	ただし、保有個人情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用が 必要 必要	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載		変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
		旧税務システムに関する評価書部分(評価書前半 表紙～P83)	旧税務システムに関する評価書部分(評価書前半 表紙～P83)	削除	事後		
令和5年1月4日	表紙 評価書名		個人住民税課税事務 全項目評価書 (システム更新に伴うカスタマイズ設計後～プログラミング開始前)	個人住民税課税事務 全項目評価書	事後	新システム稼働に伴い 前半の旧税務システム に関する評価書部分を 削除。重要な変更は当 たらない。	新システム稼働に伴い 前半の旧税務システム に関する評価書部分を 削除。重要な変更は当 たらない。
令和5年1月4日	表紙 特記事項		このページより後ろは、次期税務システムへの更新に伴う、現行税務システムの評価書の付属書類としての、次期税務システムに関する評価書部分(カスタマイズプログラミング開始前のもの)となる。	新税務システムの稼働に伴い、評価書の前半部分(更新前税務システムに関する評価書部分)を削除し、後半部分の新税務システムに関する評価書部分を評価書本体とする。	事後	新システム稼働に伴う変更、重要な変更は当たらない。	新システム稼働に伴う変更、重要な変更は当たらない。
令和5年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム1 個人住民税システム(税務システム(MIGJET MISALIO)) ②システムの機能		1. 課税管理機能 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2. 帳票発行機能 普通徴収納税通知書、公的年金所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書、給与所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書並びに所得(課税)証明書及び営業証明書を発行する。 3. 事業所等管理機能 給与の支払を行った事業所及び年金を支給した年金支払者の管理を行う。 4. 保険料額表示機能 納付済みの国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額の確認を行う。 5. 統計機能 調定表や統計資料を作成する。 6. 関連システム連携機能 番号・連携システムに必要な地方税法による個人住民税課税関係情報を連携する。 7. 証明書等発行機能 所得証明書等の発行に伴う業務を行う。 8. 宛名管理機能 宛名の管理を行う。	1. 課税管理機能 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2. 帳票発行機能 普通徴収納税通知書、公的年金所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書、給与所得に係る特別徴収税額決定(変更)通知書並びに所得(課税)証明書を発行する。 3. 事業所等管理機能 給与の支払を行った事業所及び年金を支給した年金支払者の管理を行う。 4. 統計機能 調定表や統計資料を作成する。 5. 関連システム連携機能 番号・連携システムに必要な地方税法による個人住民税課税関係情報を連携する。 6. 証明書等発行機能 所得証明書等の発行に伴う業務を行う。 7. 宛名管理機能 宛名の管理を行う。	事後	営業証明書は削除し、保険料額表示機能は申告支援システム(F@INTAX)へ移動。その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	営業証明書は削除し、保険料額表示機能は申告支援システム(F@INTAX)へ移動。その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム9 個人・法人管理システム(宛名システム) ③他のシステムとの接続		(追加)	[○]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム10 申告支援システム(F@INTAX) ②システムの機能		(追加)	5. 保険料額表示機能 納付済みの国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額の確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十八 別表第二省令		第31条の2	第31条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番七十一 別表第二省令		-	第39条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番九十一 別表第二省令		第44条の2	第44条の5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百十六	(事務)子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの [別表第二省令]第59条の2	[事務]子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの [別表第二省令]第59条の2の2	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百十七 別表第二省令	-	第59条の2の3	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 二十	(新設)	[情報照会者] 市町村長 [事務] 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第14条	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 五十三	(新設)	[情報照会者] 市町村長 [事務] 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第27条	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番 百二十一	(新設)	[情報照会者] 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定の公的給付の支給を実施する行政機関の長等 [事務] 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者] 市町村長 [特定個人情報] 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第59条の4	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報照会の根拠 項番 二十七	(追加)	[情報提供者] 内閣総理大臣 [特定個人情報] 公的給付・支給等口座登録関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、①委託内容	市民税・県民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・寄附金税額控除に係る申告特例通知書のデータバンナ	給与支払報告書・公的年金等支払報告書のデータバンナ	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (①～⑨含む全体)	情報記録物管理業務	(空欄)	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項5 番号連携システムの運用支援に関わる業務	委託事項3 番号連携システムの運用支援に関わる業務	事後	委託事項削除による項 目の繰上げ。その他の 項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付 けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 移転を行っている(9)件	[○] 移転を行っている(11)件	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠	主務省令第31条の2	主務省令第31条の2の2	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38 厚生労働大臣又は都道府県知事 ①法令上の根拠	(追加)	主務省令第39条の2	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44 厚生労働大臣 ①法令上の根拠	主務省令第44条の2	主務省令第44条の5	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 市町村長 ①法令上の根拠	主務省令第59条の2	主務省令第59条の2の2	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 市町村長 ②提供先における用途	子どものための教育・保育給付の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 市町村長 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施関係対 象者	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 厚生労働大臣 ①法令上の根拠	(追加)	主務省令第59条の2の3	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62 徳島市教育委員会学校教育課	提供先62 徳島市教育委員会学校教育課	提供先65 徳島市教育委員会学校教育課	事後	提供先62～64の追加に よる番号すれの修正。そ の他の項目の変更であ り事前の提出・公表が義 務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65 徳島市教育委員会学校教育課 ①法令上の根拠	番号法第19条第11号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施 行条例(以下「徳島市番号法施行条例」という。) 第3条第2項 別表第3 ①5の項、②6の項、③7の項、④8の項、⑤9の項、⑥10の項	番号法第19条第11号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施 行条例(以下「徳島市番号法施行条例」という。) 第3条第2項 別表第3 ①5の項、②7の項、③10の項	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65 徳島市教育委員会学校教育課 ②移転先における用途	①学校教育法第19条の援助に関する事務 ②徳島市立幼稚園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務 ③修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者 に対して奨学金を支し付ける事業に関する事務 ④私立幼稚園への通園費をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務 ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園費をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減 するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 ⑥徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保 護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に 関する事務	①学校教育法第19条の援助に関する事務 ②修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者 に対して奨学金を支し付ける事業に関する事務 ③徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保 護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に 関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65 徳島市教育委員会学校教育課 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	①学校教育法第19条の援助関係対象者 ②徳島市立保育園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務関係対象者 ③修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付け事業関係対象者 ④私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業関係対象者 ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者 ⑥徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業関係対象者	①学校教育法第19条の援助関係対象者 ②修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付け事業関係対象者 ③徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62 市町村長	(新設) ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者	提供先62 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の20の項 身体障害者福祉法 主務省令第14条 ②提供先における用途 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報 地方税関係情報 ④提供情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供情報の対象となる本人の範囲 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先63 市町村長	(新設) ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者	提供先63 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の53の項 知的障害者福祉法 主務省令第27条 ②提供先における用途 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ③提供する情報 地方税関係情報 ④提供情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供情報の対象となる本人の範囲 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先64 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	(新設) ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者	提供先64 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 主務省令第59条の4 ②提供先における用途 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ③提供する情報 地方税関係情報 ④提供情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供情報の対象となる本人の範囲 特定公的給付の支給関係対象者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	(追加) ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者	第3条第2項 別表第3 ③6の項 ④8の項	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	(追加) ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者	③(徳島市教育委員会事務の補助執行)徳島市立幼稚園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務 ④(徳島市教育委員会事務の補助執行)私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加) ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者	③(徳島市教育委員会事務の補助執行)徳島市立幼稚園条例による一時預かり保育料の徴収に関する事務関係対象者 ④(徳島市教育委員会事務の補助執行)私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業関係対象者	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 子ども政策課	新設(ただし、提供先62の事務の範囲内で事務執行課の変更のみ)	移転先11 子ども政策課 ①法令上の根拠 徳島市 番号法施行条例 第3条第2項 別表第3 9の項 ②移転先における用途 (徳島市教育委員会事務の補助執行)私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業に関する事務 ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 (徳島市教育委員会事務の補助執行)私立幼稚園又は国立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するため保育料の一部を補助する事業関係対象者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月14日	令和4年4月8日	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(空欄)	なし	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(空欄)	-	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ②方法	徳島市個人情報保護条例により設置された、徳島市情報公開・個人情報保護審査会による審査	徳島市個人情報保護条例により設置された、徳島市情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年1月4日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	(空欄)	【答申の結論】 個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認められない。 【評価書の修正】 なし	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年10月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(において使用するシステム	(追加)	(システム11) ①システムの名称 税務システム連携中継サーバーバシシステム ②システムの機能 1. データ連携・中継機能 本庁舎内のサーバーバシシステムに設置されたサーバーバシ上に仮想領域を展開しその上に構築するサーバーバシシステム。 各種基幹業務システムの円滑な稼働に資することを目的として、税業務との連携が必須な周辺システムとの間において各システムが必要とする宛名・税・保・保連等の情報を相互に提供する機能。 ③他のシステムとの接続 【O】宛名システム等 【O】税務システム 【O】その他システム(残存システム)	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が 義務付けられない。
令和5年10月20日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追加)	税務システム連携中継サーバーバシシステム	事後	その他の項目の変更 であり事前の提出・公 表が義務付けられな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(追加)	(委託事項4)中継サーバー運用保守等業務 ①委託内容 中継サーバー運用保守等業務 ②取扱を委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 (対象となる本人の数) 10万人以上100万人未満 (対象となる本人の範囲) 特定個人情報ファイルの範囲と同様 (その妥当性) 中継サーバーシステム運用保守等業務は、特定個人情報ファイル全体を対象としているため、委託先に提供する必要がある。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 【○】その他(中継サーバーシステムの運用支援業務に必要な範囲内で、システム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。) ⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。 ⑥委託先名 富士通Japan株式会社 ⑦再委託の有無 【再委託しない】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	表紙 特記事項	(空欄)	ガバメントクラウドへの副本データ移行に伴う評価再実施により、ガバメントクラウドへの副本データの移行開始前の評価として、この評価書の最後尾(変更履歴の手前)にガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分を付属している。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 番号法第19条第9号 別紙のとおり	番号法第19条第8号 別表 番号法第19条第9号 別紙のとおり	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	(別紙)法令上の根拠	別紙	新規別紙に差し替え	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法第317条の2～317条の3の3、地方税法第317条の6、番号法別表第2の27の項に基づき、所得申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等の各種課税資料を入手している。	地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法第317条の2～317条の3の3、地方税法第317条の6、番号法別表の24の項に基づき、所得申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等の各種課税資料を入手している。	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法第317条の2～317条の3の3、地方税法第317条の6、番号法別表第2の27の項により明示している。	地方税法第45条の2～第45条の3の3、地方税法第317条の2～317条の3の3、地方税法第317条の6、番号法別表の24の項により明示している。	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1の項 健康保険法第5条第2項 主務省令第1条	番号法第19条第8号 別表の1の項 健康保険法第5条第2項 主務省令第1条	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2の項 健康保険法 主務省令第2条	番号法第19条第8号 別表の2の項 健康保険法 主務省令第2条	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3の項 健康保険法 主務省令第3条	番号法第19条第8号 別表の2の項 健康保険法 主務省令第2条	事後	重要な変更にあたりないため事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4の項 船員保険法第4条第2項 主務省令第4条	番号法第19条第8号 別表の3の項 船員保険法第4条第2項 主務省令第3条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の6の項 船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法 主務省令第6条	番号法第19条第8号 別表の4の項 船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法 主務省令第4条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の8の項 児童福祉法 主務省令第7条	番号法第19条第8号 別表の8の項 児童福祉法 主務省令第7条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9の項 児童福祉法 主務省令第8条	番号法第19条第8号 別表の8の項 児童福祉法 主務省令第7条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の11の項 児童福祉法 主務省令第10条	番号法第19条第8号 別表の9の項 児童福祉法 主務省令第8条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の項 児童福祉法 主務省令第2条	番号法第19条第8号 別表の8の項及び9の項 児童福祉法 主務省令第7条及び第8条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の18の項 予防接種法 主務省令第3条	番号法第19条第8号 別表の14の項 予防接種法 主務省令第10条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の23の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 主務省令第16条	番号法第19条第8号 別表の22の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 主務省令第14条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26の項 生活保護法 主務省令第9条	番号法第19条第8号 別表の23の項 生活保護法 主務省令第15条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令第20条	番号法第19条第8号 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令第16条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の28の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令第21条	番号法第19条第8号 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令第16条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の29の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令第22条	番号法第19条第8号 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令第18条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の34の項 私立学校教職員共済法 主務省令第22条の3	番号法第19条第8号 別表の35の項 私立学校教職員共済法 主務省令第20条の2	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の35の項 厚生年金保険法 主務省令第22条の4	番号法第19条第8号 別表の37の項 厚生年金保険法 主務省令第21条の2	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律 主務省令第23条	番号法第19条第8号 別表の38の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律 主務省令第22条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38の項 学校保健安全法 主務省令第24条	番号法第19条第8号 別表の40の項 学校保健安全法 主務省令第23条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39の項 国家公務員共済組合法 主務省令第24条の2	番号法第19条第8号 別表の42の項 国家公務員共済組合法 主務省令第23条の2	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の40の項 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 主務省令第24条の3	番号法第19条第8号 別表の43の項 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 主務省令第23条の3	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42の項 国民健康保険法 主務省令第25条	番号法第19条第8号 別表の44の項 国民健康保険法 主務省令第24条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の48の項 国民年金法 主務省令第26条の3	番号法第19条第8号 別表の46の項 国民年金法 主務省令第24条の2	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の54の項 住宅地区改良法 主務省令第28条	番号法第19条第8号 別表の52の項 住宅地区改良法 主務省令第22条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の57の項 児童扶養手当法 主務省令第31条	番号法第19条第8号 別表の56の項 児童扶養手当法 主務省令第22条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58の項 地方公務員等共済組合法 主務省令第31条の2	番号法第19条第8号 別表の59の項 地方公務員等共済組合法 主務省令第30条の3	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の59の項 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 主務省令第31条の3	番号法第19条第8号 別表の59の項 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 主務省令第30条の3	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61の項 老人福祉法 主務省令第2条	番号法第19条第8号 別表の61の項 老人福祉法 主務省令第32条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62の項 老人福祉法 主務省令第33条	番号法第19条第8号 別表の61の項 老人福祉法 主務省令第32条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 主務省令第34条	番号法第19条第8号 別表の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 主務省令第34条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 主務省令第35条	番号法第19条第8号 別表の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 主務省令第35条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 主務省令第36条	番号法第19条第8号 別表の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 主務省令第36条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 主務省令第37条	番号法第19条第8号 別表の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 主務省令第37条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の67の項 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は②昭和60年法律第34号附則第97条第1項 主務省令第38条	番号法第19条第8号 別表の67の項 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は②昭和60年法律第34号附則第97条第1項 主務省令第38条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先37 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の70の項 母子保健法 主務省令第39条	番号法第19条第8号 別表の70の項 母子保健法 主務省令第40条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の71の項 雇用対策法 主務省令第9条の2	番号法第19条第8号 別表の72の項 雇用対策法 主務省令第41条の3	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先39 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の74の項 児童手当法 主務省令第0条	番号法第19条第8号 別表の81の項 児童手当法 主務省令第44条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令第43条	番号法第19条第8号 別表の85の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令第46条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の84の項 昭和60年法律第34号附則第87条第2項 主務省令第43条の3	番号法第19条第8号 別表の86の項 昭和60年法律第34号附則第87条第2項 主務省令第46条の2	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先42 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の85の2の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 主務省令第43条の4	番号法第19条第8号 別表の93の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 主務省令第46条の3	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 主務省令第44条	番号法第19条第8号 別表の94の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 主務省令第47条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44	番号法第19条第8号 別表第2の91の項 平成8年法律第32号附則第16条第3項 主務省令第44条の5	番号法第19条第8号 別表第82号附則第16条第3項 主務省令第48条の3	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先45	番号法第19条第8号 別表第2の92の項 平成8年法律第82号 主務省令第45条	番号法第19条第8号 別表の99の項 平成8年法律第82号 主務省令第49条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先46	番号法第19条第8号 別表第2の94の項 介護保険法 主務省令第47条	番号法第19条第8号 別表の100の項 介護保険法 主務省令第50条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先47	番号法第19条第8号 別表第2の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 主務省令第49条	番号法第19条第8号 別表の105の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 主務省令第52条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先48	番号法第19条第8号 別表第2の101の項 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項 主務省令第49条の2	番号法第19条第8号 別表の109の項 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項 主務省令第52条の5	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先49	番号法第19条第8号 別表第2の102の項 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 主務省令第50条	番号法第19条第8号 別表の110の項 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 主務省令第53条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先50	番号法第19条第8号 別表第2の103の項 独立行政法人農業者年金基金法 主務省令第51条	番号法第19条第8号 別表の112の項 独立行政法人農業者年金基金法 主務省令第55条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先51	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 主務省令第53条	番号法第19条第8号 別表の115の項 独立行政法人日本学生支援機構法 主務省令第57条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先52	番号法第19条第8号 別表第2の107の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 主務省令第54条	番号法第19条第8号 別表の116の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 主務省令第59条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先53	番号法第19条第8号 別表第2の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令第55条	番号法第19条第8号 別表の117の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令第60条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54	番号法第19条第8号 別表第2の113の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 主務省令第58条	番号法第19条第8号 別表の123の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 主務省令第66条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先55	番号法第19条第8号 別表第2の114の項 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 主務省令第59条	番号法第19条第8号 別表の124の項 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 主務省令第67条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先56	番号法第19条第8号 別表第2の115の項 平成23年法律第56号	番号法第19条第8号 別表の125の項 平成23年法律第56号	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先57 ①法令上の根拠 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先58 提供先59 ①法令上の根拠 Ⅳ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先60 提供先61 ②提供先における用途 Ⅴ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先62 提供先63 ①法令上の根拠 Ⅵ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先64 ①法令上の根拠 Ⅶ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	番号法第19条第8号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 主務省令第59条の2の2	番号法第19条第8号 別表の127の項 子ども・子育て支援法 主務省令第68条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先58 提供先59 ①法令上の根拠 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先60 提供先61 ②提供先における用途 Ⅴ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先62 提供先63 ①法令上の根拠 Ⅵ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先64 ①法令上の根拠 Ⅶ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	番号法第19条第8号 別表第2の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 主務省令第59条の2の3	番号法第19条第8号 別表の128の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 主務省令第68条の2	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先59 ①法令上の根拠 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先60 提供先61 ②提供先における用途 Ⅴ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先62 提供先63 ①法令上の根拠 Ⅵ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先64 ①法令上の根拠 Ⅶ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	番号法第19条第8号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令第59条の3	番号法第19条第8号 別表の131の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令第71条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先61 ②提供先における用途 Ⅴ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先62 提供先63 ①法令上の根拠 Ⅵ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先64 ①法令上の根拠 Ⅶ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることにより効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの 番号法第19条第8号 別表第2の20の項 身体障害者福祉法 主務省令第14条	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人情報の利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることにより効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの 番号法第19条第8号 別表の21の項 身体障害者福祉法 主務省令第12条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先62 提供先63 ①法令上の根拠 Ⅵ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先64 ①法令上の根拠 Ⅶ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	番号法第19条第8号 別表第2の53の項 知的障害者福祉法 主務省令第27条	番号法第19条第8号 別表の51の項 知的障害者福祉法 主務省令第25条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先64 ①法令上の根拠 Ⅶ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	番号法第19条第8号 別表第2の121の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 主務省令第59条の4	番号法第19条第8号 別表の135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 主務省令第74条	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスク2に対する措置の内容 Ⅷ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	(※2) 番号法別表第2及び第19条第9号(第15号)に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表及び第19条第9号(第15号)に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	市民協働課14支所（税務証明書交付業務）	住民課14支所（税務証明書交付業務）	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目詳細の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先39、移転先9の各②⑤	児童手当又は特例給付の	児童手当の	事後	重要な変更にあたらないうための事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年10月28日	Ⅵ 評価実施手続の次の（以下は添付部分）	(追加)	(評価書本体を現行税務システムに関する評価とし、評価書の最後尾部分にガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分を丸々添付)	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目詳細の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	①システムの名称 新窓口対応システム(戸内連携システム) ②システムの機能 1. 個人情報照会機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの個人住民税情報の照会を行う。 ③他のシステムとの接続 【○】宛名システム等	①システムの名称 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ②システムの機能 1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、照会結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人情報一覧を画面表示する。 3. 本人確認情報一括照会機能 当市外に住民登録がある納税義務者及び扶養親族の4情報又は個人番号をもとに本人確認情報の一括照会を行い、照会結果ファイルを作成する。 【○】既存住民基本台帳システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	①システムの名称 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ②システムの機能 1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、照会結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人情報一覧を画面表示する。 3. 本人確認情報一括照会機能 当市外に住民登録がある納税義務者及び扶養親族の4情報又は個人番号をもとに本人確認情報の一括照会を行い、照会結果ファイルを作成する。 ③他のシステムとの接続 【○】既存住民基本台帳システム	①システムの名称 番号連携システム ②システムの機能 1. 宛名管理機能 ①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 ②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 ③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 ④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 2. 情報提供機能 ①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 ②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 ③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 3. 情報照会機能 ①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の画面表示又は一括ファイルを作成する。 4. 符号取得要求機能 符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。 ③他のシステムとの接続 【○】既存住民基本台帳システム 【○】宛名システム等 【○】税務システム 【○】中間サーバーシステム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム5	①システムの名称 番号連携システム ②システムの機能 1. 宛名管理機能 ①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース (以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 ②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 ③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 ④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 2. 情報提供機能 ①「各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース (以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 ②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 ③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 3. 情報照会機能 ①(内部個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行 い、オンライン表示を行う。 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の画面表示又は 一括ファイルを作成する。 4. 符号取得要求機能 符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを基ネットGW サーバーに送信する。 ③他のシステムとの接続 【O】既存住民基本台帳システム 【O】宛名システム等 【O】税務システム 【O】中間 サーバーシステム	①システムの名称 国税連携システム ②システムの機能 所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携デー タ)を、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて各地方公 共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバーのオプション 機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロー ド、団体間回送などを行うことができる。 1. 確定申告データ(国税電子申告・納税システム(e-Tax)データ、国税 総合管理システム(KSKシステム)データ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 法定調書等に関するデータの送受信機能 5. 団体間回送機能 6. 扶養是正情報送信機能	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム6	①システムの名称 国税連携システム ②システムの機能 所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携デー タ)を、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて各地方公 共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバーのオプション 機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロー ド、団体間回送などを行うことができる。 1. 確定申告データ(国税電子申告・納税システム(e-Tax)データ、国税 総合管理システム(KSKシステム)データ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 法定調書等に関するデータの送受信機能 5. 団体間回送機能 6. 扶養是正情報送信機能	①システムの名称 地方税電子申告・年金特徴システム(eLTAX) ②システムの機能 給与支払者又は公的年金支払者に係るデータを地 方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて取得する。 1. 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2. 特別徴収税額通知データの送信機能 3. 公的年金からの特別徴収に関するデータの送受信機能 4. 申告・申請・届出データの審査・照会機能	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務に おいて使用するシステム システム7	①システムの名称 地方税電子申告・年金特徴システム(eLTAX) ②システムの機能 給与支払者又は公的年金支払者に係るデータを地 方税ポータルシステム(eLTAX)を通して取得する。 1. 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2. 特別徴収税額通知データの送信機能 3. 公的年金からの特別徴収に関するデータの送受信機能 4. 申告・申請・届出データの審査・照会機能	①システムの名称 中間サーバーシステム ②システムの機能 1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で 個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを結びつけ、その情 報を保有・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の 情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当 該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供 内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連 携を行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等 記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシス テム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連 携する。	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務に おいて使用するシステム システム7 続き		8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。ま た、照会許可照会リスト情報を情報提供ネットワークシステム(イン ターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配 布管理を行う。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各 種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期 限切れ情報の削除を行う。 ③他のシステムとの接続 【○】情報提供ネットワークシステム 【○】その他(番号連携システム)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム8	①システムの名称 中間サーバーシステム ②システムの機能 1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で 個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを結びつけ、その情 報を保有・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の 情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当 該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供 内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連 携を行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等 記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシス テム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連 携する。	①システムの名称 申告支援システム(F@INTAX) ②システムの機能 1. 課税資料のデータ登録・検索・帳票印刷機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税 確定申告書等の課税資料のデータ登録・検索及び帳票印刷を行う。 2. 課税資料のデータ補正機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税 確定申告書等の課税資料のデータの整合性チェック・法適合性チェッ ク 個人住民税システム(税務システム)連携のための必要項目の補完 データ登録を行う。 3. 個人住民税システム(税務システム)連携機能 個人住民税システム(税務システム)連携用ファイル出力する。 4. 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継機能 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継用ファイルを出 かし、国税システムに送信する。 5. 保険料額表示機能 納付済みの国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の 金額の確認を行う。 ③他のシステムとの接続 【○】税務システム	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム8 続き	8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。ま た、照会許可照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(イン ターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配 布管理を行う。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各 種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期 限切れ情報の削除を行う。 ③他のシステムとの接続 【○】情報提供ネットワークシステム 【○】その他(番号・連携システム)	①システムの名称 税務システム連携中継サーバーシステム ②システムの機能 1. データ連携・中継機能 本庁舎内のサーバールームに設置されたサーバー上に仮想領域を展開し その上に構築するサーバーシステム。 各種基幹業務システムの円滑な稼働に資することを目的として、税業務 との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする 宛名・税・国保等の情報を相互に提供する機能。 ③他のシステムとの接続 【○】宛名システム等 【○】税務システム 【○】その他(残存システム)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム9	①システムの名称 個人・法人管理システム(宛名システム) ②システムの機能 1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。 2. 個人情報更新機能 住民登録外者の個人情報(情報の更新)を行う。 3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。 ③他のシステムとの接続 【○】その他(番号・連携システム)	①システムの名称 税務システム連携中継サーバーシステム ②システムの機能 1. データ連携・中継機能 本庁舎内のサーバールームに設置されたサーバー上に仮想領域を展開し その上に構築するサーバーシステム。 各種基幹業務システムの円滑な稼働に資することを目的として、税業務 との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする 宛名・税・国保等の情報を相互に提供する機能。 ③他のシステムとの接続 【○】宛名システム等 【○】税務システム 【○】その他(残存システム)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目詳細の再実 施に伴う事前手続を行 う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム10	①システムの名称 申告支援システム(F@INTAX) ②システムの機能 1. 課税資料のデータ登録・検索・帳票印刷機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税 確定申告書等の課税資料のデータ登録・検索及び帳票印刷を行う。 2. 課税資料のデータ補正機能 個人住民税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書・所得税 確定申告書等の課税資料のデータの整合性チェック・法適合性チェック・ 個人住民税システム(税務システム)連携のための必要項目の補完 データ登録を行う。 3. 個人住民税システム(税務システム)連携機能 個人住民税システム(税務システム)連携用ファイル出力する。 4. 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継機能 所得税確定申告書等データの国税システムへの引継用ファイルを出 力し、国税システムに送信する。 5. 保険料額表示機能 納付済みの国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の 金額の確認を行う。 ③他のシステムとの接続 【○】税務システム	①システムの名称 S3 ②システムの機能 ファイル連携の格納先として、オブジェクトストレージ を利用する。 オブジェクトストレージとしてAWSの「Amazon Simple Storage Service (S3)」を利用する。 税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必 要とする情報を相互に共有する。 ③他のシステムとの接続 【○】既存住民基本台帳システム 【○】宛名システム等 【○】税務シス テム 【○】その他(共通基盤システム)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム システム11	①システムの名称 税務システム連携中継サーバーバシステム ②システムの機能 1. データ連携・中継機能 本庁舎内のサーバーバールームに設置されたサーバー上に仮想領域を展開し その上に構築するサーバーバシステム。 各種基幹業務システムの円滑な稼働に資することを目的として、税業務 との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする 宛名・税・国保等の情報を相互に提供する機能。 ③他のシステムとの接続 【○】宛名システム等 【○】税務システム 【○】その他(残存システム)	①システムの名称 庁内データ連携基盤 ②システムの機能 宛名システム及び税務システムとS3との間で各シス テムが必要とする情報を相互に共有する。 ③他のシステムとの接続 【○】宛名システム等 【○】税務システム 【○】その他(S3)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	(別添1)事務の内容	図	新規図に差し替え	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供 移転(委託に伴うも のを除く) 提供先 65 ⑥ 提供方法	【○】その他(庁内連携システム)	【○】その他(S3)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供 移転(委託に伴うも のを除く) 移転先 6 ⑥ 移転方法	【○】庁内連携システム	【○】庁内連携システム 【○】S3	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。
令和6年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報提供 移転(委託に伴うも のを除く) 移転先 7 ⑥ 移転方法	【○】庁内連携システム	【○】その他(S3)	事前	システムの更新という重 要な変更に伴うものであ り、全項目評価の再実 施に伴う事前手続を行 う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目詳細の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目詳細の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目詳細の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。) 又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容 1. 監査 ②監査 具体的な内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	追加	【ガバメントクラウド及びシステム運用委託先業者のデータセンターにおける措置】 ガバメントクラウド及びベンダクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 【システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置】 クラウド提供事業者は本市のセキュリティポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・課税資料に記載された個人番号が正しいかどうか個人・法人管理システムによって確認する。個人・法人管理システムで確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによって確認する。		事前	重要な変更に応当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的方法	・庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは・・・ ・S3、庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは・・・		事前	重要な変更に応当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは・・・	・S3、庁内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは・・・	事前	重要な変更に応当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・庁内連携システム、課税資料イメージングシステム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは… システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは…	・S3. 庁内連携システム、課税資料イメージングシステム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは…	事前	重要な変更にあたるため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	6件 (評価書の最後尾部分に添付した、ガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分の変更)	事前	重要な変更にあたるため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	追加	委託事項5 個人住民税確定申告書等処理業務 ①委託内容 個人住民税確定申告書等処理に関する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性 当委託業務は、本市庁舎の取扱区域内で行う特定個人情報ファイル全体を対象とした業務であるため、上記範囲の特定個人情報ファイルを委託先にて取扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 50人以上100人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [O]紙 その他[O]当委託業務に必要な範囲内で、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機からシステム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。 ⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。 ⑥委託先名 委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。 ⑦再委託の有無 再委託しない (評価書の最後尾部分に添付した、ガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分の変更)	事前	重要な変更にあたるため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	追加	委託事項6 個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務 ①委託内容 個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理に関する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体の全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性 当委託業務は、本市庁舎の取扱区域内で行う特定個人情報ファイル全体を対象とした業務であるため、上記範囲の特定個人情報ファイルを委託先にて取扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 50人以上100人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 【○】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 【○】紙 その他【○】当委託業務に必要な範囲内で、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機からシステム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。 ⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。 ⑥委託先名 委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。 ⑦再委託の有無 再委託しない (評価書の最後尾部分に添付した、ガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分の変更)	事前	重要な変更にあたるため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和6年12月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス におけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	追加	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置 【個人住民税確定申告書等処理業務委託先における措置】 当委託業務は市職員の監督の下、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機を使用して行われるものとする。 市職員と同様にユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証によりユーザ認証を行い、アクセス権限の管理、操作記録の保存等を行う。委託職員は個人番号を取り扱うが、保存・管理は市職員が行い委託職員が行うことは無い。 【個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務委託先における措置】 当委託業務は市職員の監督の下、本市庁舎の取扱区域内に設置した端末機を使用して行われるものとする。 市職員と同様にユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証によりユーザ認証を行い、アクセス権限の管理、操作記録の保存等を行う。委託職員は個人番号を取り扱うが、保存・管理は市職員が行い委託職員が行うことは無い。	事前	重要な変更にあたるため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	ガバメントクラウドへの副本データの移行開始前に 開始に関する評価書部分(評価書前半 表紙～P84)	ガバメントクラウドへの副本データの移行開始前に 開始に関する評価書部分(評価書前半 表紙～P84)	削除	事後	ガバメントクラウドへの副本データの移行開始前に開始に関する評価書部分を削除。重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月15日	表紙 特記事項	このページより後ろは、ガバメントクラウドへの副本データ移行に伴う現行税務システムの評価書の付属書類としてのガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分となる。	削除	事後	ガバメントクラウドへの副本データの移行開始前に、全項目評価部分の削除。重要な変更は行わない。
令和7年10月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム	システム7 中間サーバーシステム システム8 申告支援システム (F@NTAX) システム9 税務システム連携中継サーバーシステム システム10 S3 システム11 申告支援システム (F@NTAX) システム12 S3 システム13 庁内データ連携基盤	システム7 個人住民税申告ポータル システム8 マイナポータル申請管理 システム9 中間サーバーシステム システム10 申告支援システム (F@NTAX) システム11 税務システム連携中継サーバーシステム システム12 S3 システム13 庁内データ連携基盤	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 Ⅲ 特定個人情報情報の入手・使用 ②入手方法	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 Ⅲ 特定個人情報情報の入手・使用 ②入手方法	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 Ⅲ 特定個人情報情報の入手・使用 ②入手方法	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅱ 特定個人情報情報の概要 ①保管場所	Ⅱ 特定個人情報情報の概要 ①保管場所	Ⅱ 特定個人情報情報の概要 ①保管場所	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③消去方法	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③消去方法	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③消去方法	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するため の措置の内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止する ための措置の内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止する ための措置の内容	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われる リスク ○ リスクに対する措置の内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われる リスク ○ リスクに対する措置の内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われる リスク ○ リスクに対する措置の内容	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確 であるリスク ○ 入手の際の本人確認の措置の内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確 であるリスク ○ 入手の際の本人確認の措置の内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確 であるリスク ○ 入手の際の本人確認の措置の内容	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確 であるリスク ○ 特定個人情報情報の正確性確保の措置の 内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確 であるリスク ○ 特定個人情報情報の正確性確保の措置の 内容	Ⅲ 特定個人情報情報の取扱いプロセ スにおけるリスク対策 2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネット ワークを通じて入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確 であるリスク ○ 特定個人情報情報の正確性確保の措置の 内容	事前	重要な変更は該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く） リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク ○ リスクに対する措置の内容	追加	マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ○ ユーザ認証の管理（具体的な管理方法）	追加	マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ○ 特定個人情報の使用の記録（具体的な管理方法）	追加	マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3： 従業員が事務外で使用するリスク ○ リスクに対する措置の内容	追加	マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。 ・マイナポータル申請管理から取得した個人情報付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補充・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策（具体的な対策の内容）	追加	マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理から取得した個人情報付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存等ができるようシステムの制御する。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補充・消去 リスク2： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策（具体的な対策の内容）	追加	【マイナポータル申請管理における措置】 ①マイナポータル申請管理から取得した電子データについては、個人住民税システム等における措置と同様の管理を行う。 ②マイナポータル申請管理から取得し、紙資料として印刷したデータについては、徳島市における措置と同様の管理を行う。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補充・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策（具体的な対策の内容）	追加	【マイナポータル申請管理における措置】 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補充・消去 リスク2： 特定個人情報の古い情報のまま補充され続けるリスク ○ リスクに対する措置の内容	追加	マイナポータル申請管理における措置 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
令和7年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補充・消去 リスク3： 特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク ○ 消去手順（手順の内容）	追加	【マイナポータル申請管理における措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。